

第2次

# 新かすがいっ子 未来プラン

子はかすがい、子育てはかすがい



令和2年3月  
春日井市

# はじめに

春日井市は、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりのため、平成 27 年 3 月に「新かすがいっ子未来プラン」を策定し、子ども・子育て支援に積極的に取り組んでまいりました。また、平成 28 年 3 月には、「子はかすがい、子育ては春日井」宣言を行い、子育て支援を一層充実することを通じて、すべての世代の暮らしやすさの向上を図ってまいりました。



女性の就業率の上昇により共働き家庭は増加し、核家族化はさらに進展するなど、社会情勢の変化にともない、子育てを取り巻く環境や子育て世代のニーズも変化しており、これまでも増して、当事者に寄り添った支援が求められています。そのため、新たな課題に対応し、子育て支援をさらに充実させるため「第2次新かすがいっ子未来プラン」を策定いたしました。

子どもや子育て家庭の元気な姿は社会全体の活力になり、また、子どもたちやその家族が住み続けることは、まちの賑わい、発展につながります。

安心して子どもを産み、育てることのできる環境を充実し、子どもたちの健やかな育ちを支えていくためには、行政に加え、地域住民や子育て支援団体、事業者など多くの皆様の協力が不可欠です。子どもや子育てを取り巻く環境が変化しても、人と人のつながりや人を思いやる心は、いつの時代においても変わらないものであると考えております。

今後も「子はかすがい、子育てはかすがい」の基本理念のもと、子ども親もいきいきと暮らせるまちを目指してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました春日井市子ども・子育て支援対策協議会委員の皆様を始め、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じてご参加いただきました多くの市民の皆様及び関係各位に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

春日井市長 伊藤 太

## 目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の性格・位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	3
第2章 子どもと子育ての現状と課題.....	4
1 数値でみる子ども・子育ての現状.....	4
2 子ども・子育てに関するアンケート調査結果（抜粋）.....	11
3 現状から見えてくる課題.....	19
第3章 基本理念と施策の体系.....	23
1 基本理念.....	23
2 基本目標と基本的視点.....	25
3 重点的に取り組む事項.....	26
4 施策の体系.....	30
5 各施策の推進.....	32
第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保策... 51	
1 教育・保育提供区域.....	52
2 需要量の見込みと確保策.....	52
第5章 計画の推進体制.....	64
1 計画の周知.....	64
2 関係機関等との連携・協働.....	64
3 計画の進行管理.....	64
資料編.....	69
1 計画策定の経緯.....	69
2 計画の策定体制.....	70
3 用語集.....	72

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成 17（2005）年4月に施行された次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援対策行動計画（前期計画）を策定し、また、平成 21（2009）年には「新かすがいユースプラン」（平成 16 年3月策定）を融合した次世代育成支援対策行動計画（後期）「かすがいっ子未来プラン」を策定し、子どもや子育てに関する様々な施策を積極的に推進してきました。

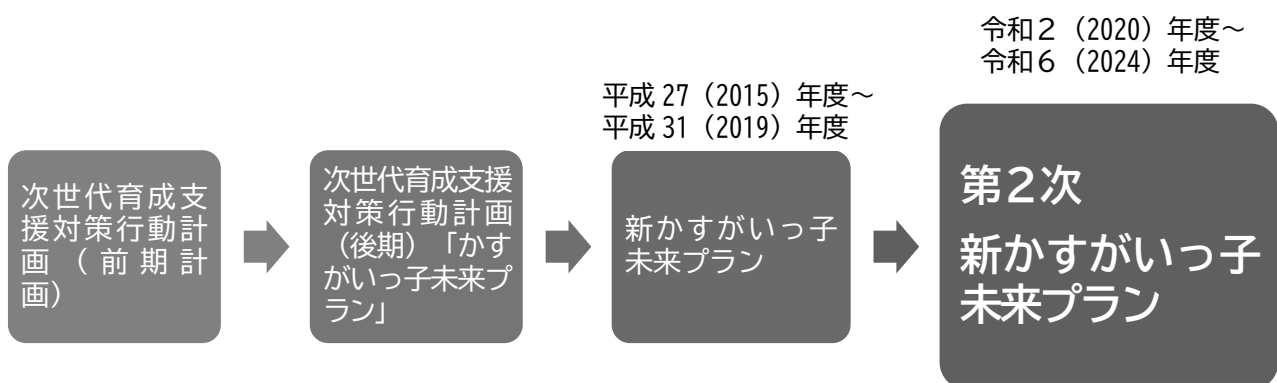
平成 24（2012）年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、平成 27（2015）年4月に子ども・子育て支援新制度が開始され、地域の実情に応じた「子ども・子育て支援事業計画」の策定が求められるなか、平成 27（2015）年3月に基本理念「子はかすがい、子育てはかすがい ～子どもは未来の宝、子どもも親もいきいきと暮らすまち」を掲げ、「新かすがいっ子未来プラン」（計画期間：平成 27（2015）年度～平成 31（2019）年度）を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に応じた提供体制の確保に努めてきたほか、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

また、平成 28（2016）年3月に「子はかすがい、子育ては春日井」宣言を行い、子育て世代を始めとするすべての世代の暮らしやすさの向上を図る取組みを開始しました。

その後、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成 29（2017）年6月に国から「子育て安心プラン」が発表され、待機児童の解消や女性の就業率の向上（M字カーブの解消）、保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保、保護者への「寄り添う支援」の普及促進といった方向性が打ち出されています。

社会情勢の変化に伴い、子育て支援に対するニーズが変化するなか、現状から見えてくる課題に対応するとともに、子育て支援をさらに充実する施策を示す「第2次新かすがいっ子未来プラン」を策定します。

### 子ども・子育てに関する計画の変遷



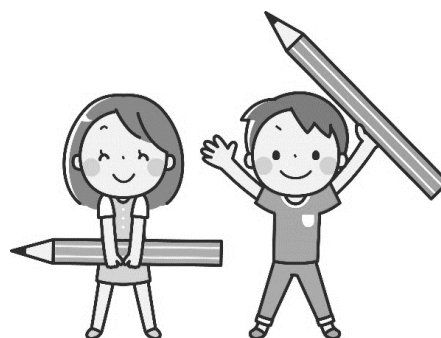
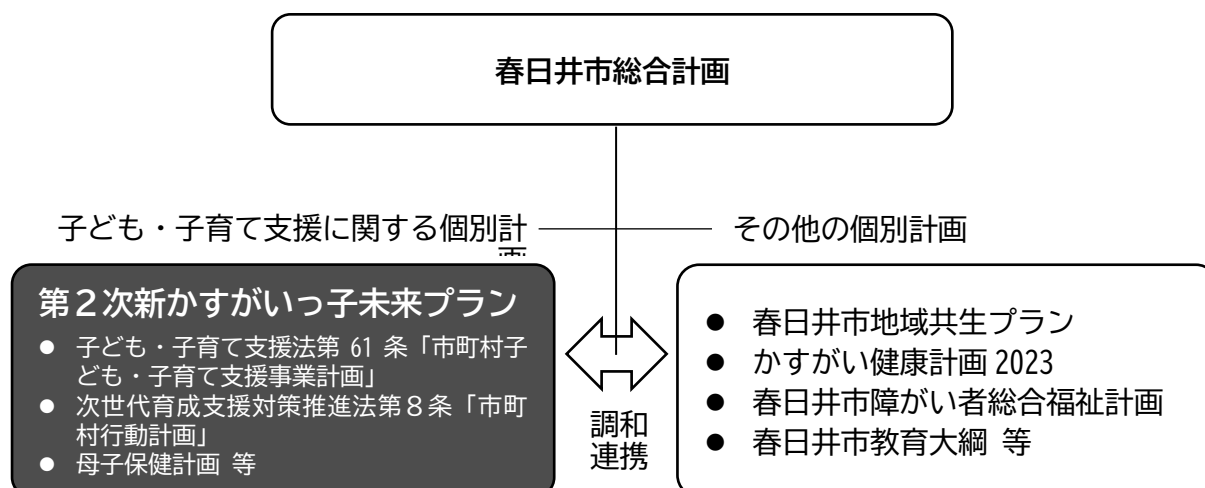
## 2 計画の性格・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」として位置づけており、「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定します。

また、本計画は国の「健やか親子21」の趣旨を踏まえた母子保健計画を包含します。

なお、本計画は「第六次春日井市総合計画」（平成30（2018）年2月策定）を上位計画とし、「春日井市地域共生プラン」（令和2（2020）年3月策定予定）や、「かすがい健康計画2023」（平成31（2019）年3月策定）、「第4次春日井市障がい者総合福祉計画」（平成30（2018）年3月策定）等の保健福祉分野の関連計画における施策や「春日井市教育大綱」との調和・連携を図りながら推進します。

### 上位・関連計画との関係



### 3 計画の期間

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年とします。

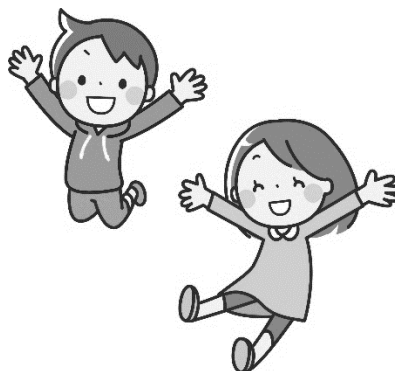
ただし、子ども・子育て支援事業計画（本計画の第4章）については、計画期間の中間年度を目安として、支給認定者数の変動や情勢の変化を考慮し、必要に応じた見直しを行います。

#### 計画期間

平成 27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)
新かすがいっ子未来プラン									
		中間 見直し		改定	第2次新かすがいっ子未来プラン（本計画）				
							中間 見直し		改定

### 4 計画の対象

本計画は、春日井市のすべての子どもとその家庭、地域、企業（事業所）、行政等、子どもと関わるすべての個人及び団体を対象とします。なお、子どもの対象年齢は18歳未満とします。



# 第2章 子どもと子育ての現状と課題

## 1 数値でみる子ども・子育ての現状

### 1-1 児童人口等

#### (1) 児童人口（18歳未満）

本市の児童人口（18歳未満）は、平成31年4月現在で52,410人となっており、平成24年をピークに減少に転じています。児童人口全体では、平成22年と比較して、2,745人（減少率5.0%）減少していますが、とりわけ、0～2歳人口の減少率が14.8%と最も大きくなっています（図1）。

図1. 0～17歳人口の推移



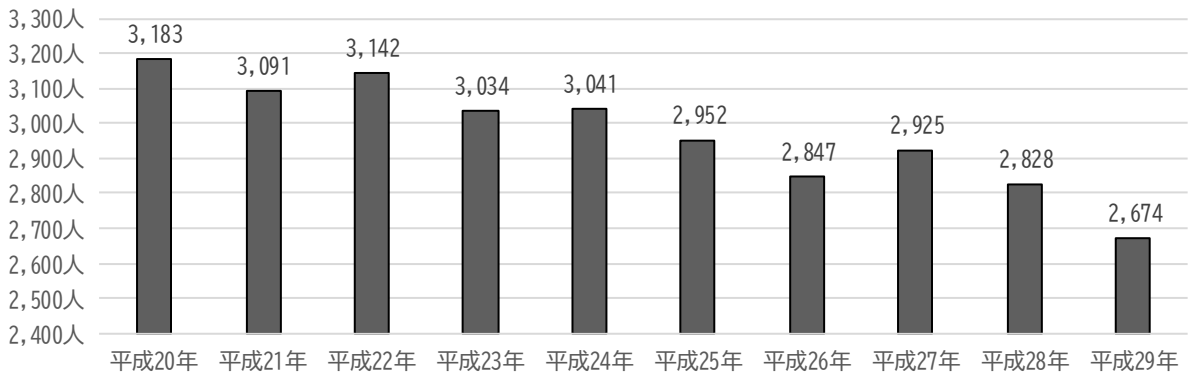
出典：住民基本台帳人口（各年4月1日）



## (2) 出生数

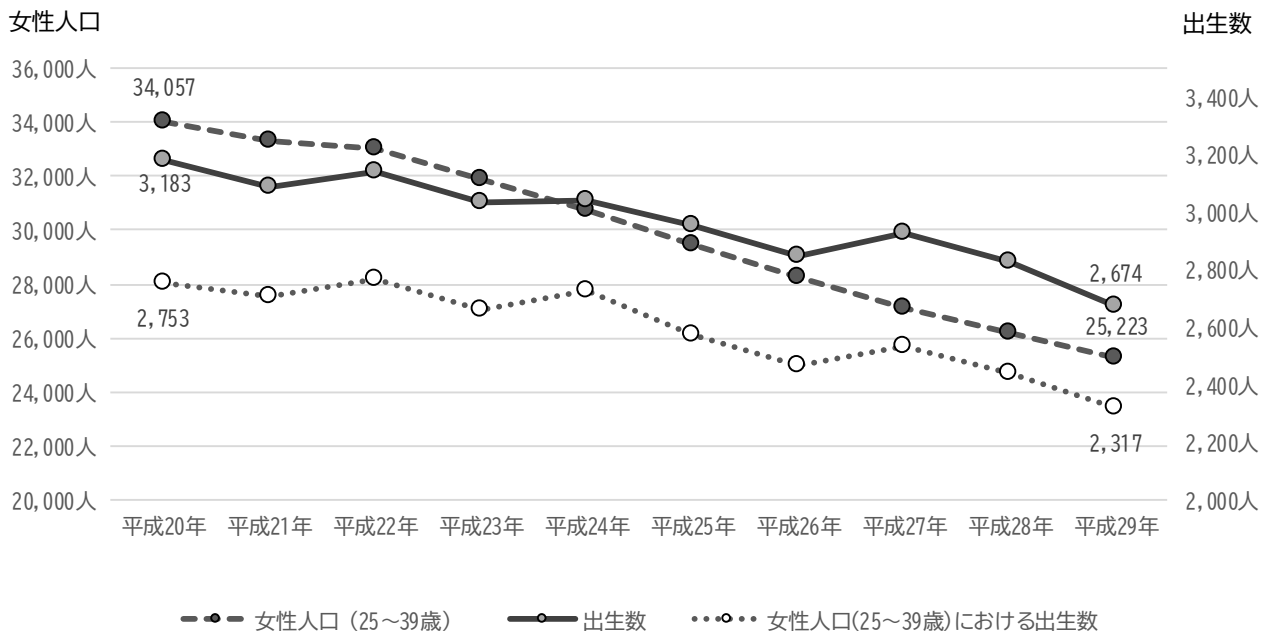
本市の出生数は、平成 29 年実績で 2,674 人となっています。平成 22 年と比較して、468 人減少しており、直近 10 年は 25～39 歳女性の人口減少に伴い、出生数も減少傾向で推移しています（図 2、図 3）。

図 2. 出生数の推移



出典：愛知県衛生年報

図 3. 女性人口と出生数の推移



出典：出生数は愛知県衛生年報、女性人口は愛知県統計年鑑「愛知県人口動向調査」による

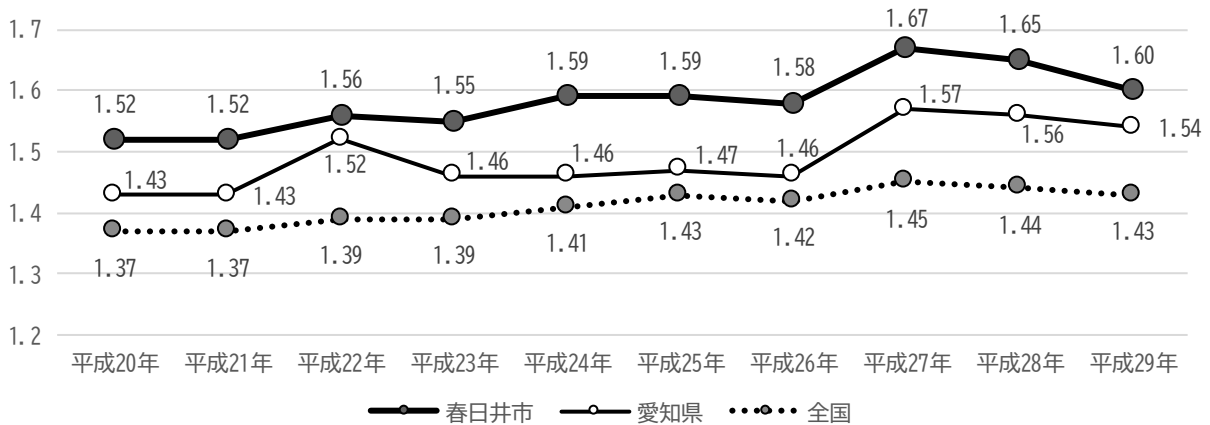


### (3) 合計特殊出生率

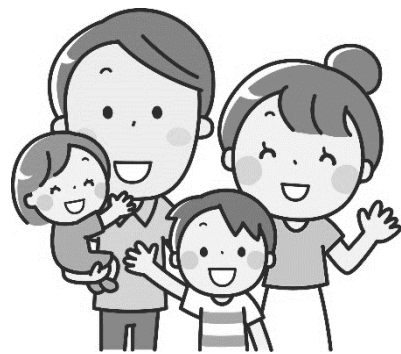
本市の合計特殊出生率は、平成 29 年実績で 1.60 となっています。平成 22 年と比較して 0.04 ポイント上昇しており、愛知県や全国平均を上回る水準となっています（図 4）。

※合計特殊出生率は、「15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1 人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

図 4. 合計特殊出生率の推移



出典：国、県は人口動態統計、市は春日井市算出



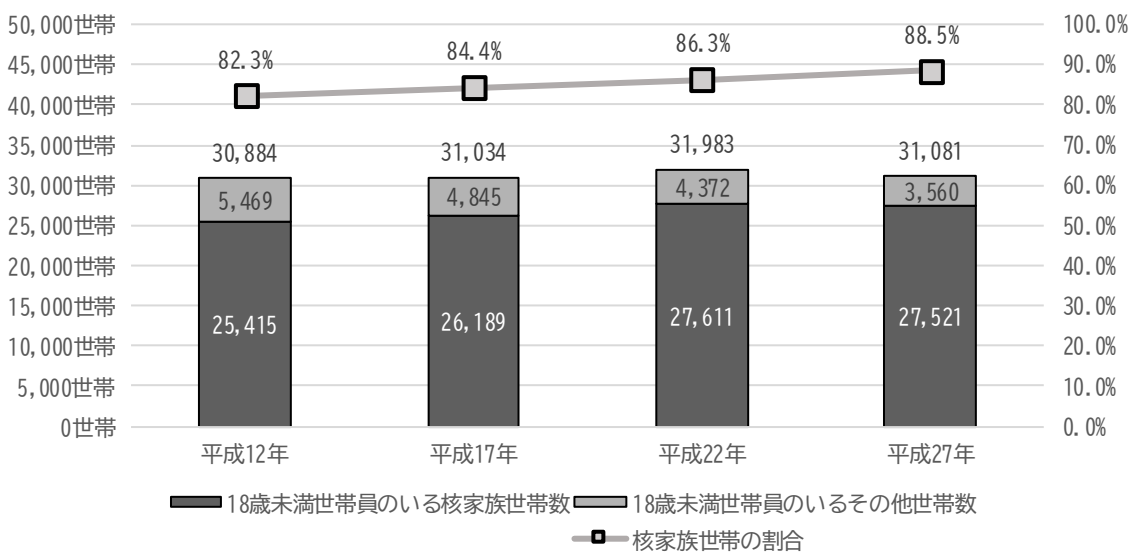
## 1-2 子育て家庭の状況

### (1) 核家族世帯

本市の18歳未満世帯員のいる一般世帯数は、平成27年現在で31,081世帯となっており、そのうち核家族世帯は27,521世帯(88.5%)となっています。

18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち、核家族世帯の割合は年々上昇しており、平成22年と比較して2.2ポイント上昇しています(図5)。

図5. 18歳未満世帯員のいる一般世帯数の推移



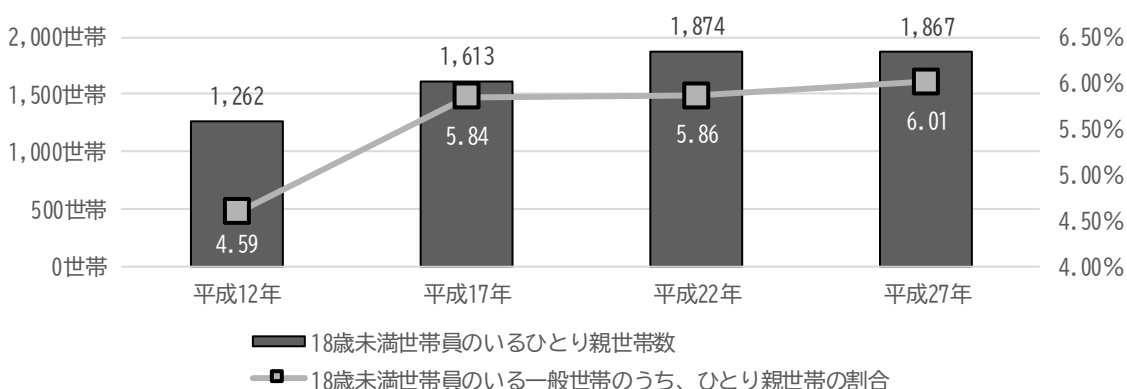
出典：国勢調査（各年10月1日）

### (2) ひとり親世帯

本市の18歳未満世帯員のいるひとり親世帯数は、平成27年現在で1,867世帯(6.0%)となっています(図6)。

なお、平成30年度に実施したアンケート調査結果によると、ひとり親家庭における祖父母との同居又は近居の割合は、就学前児童世帯及び低学年児童世帯ともに70%以上を占めています。

図6. 18歳未満世帯員のいるひとり親世帯数及び割合の推移



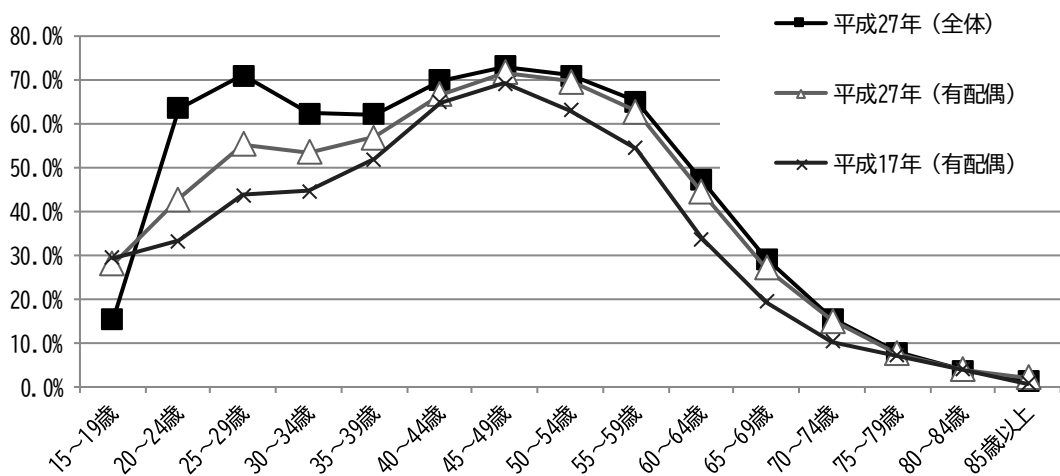
出典：国勢調査（各年10月1日）

### 1-3 女性の就業状況

本市の女性（有配偶）の就業率は、多くの年齢階級で上昇傾向となっています。平成 27 年における 25～44 歳の就業率は、女性全体（未婚を含む）では 66.5%、女性（有配偶）では 59.7%となっており（図 7）、有配偶の就業率は、愛知県平均（有配偶）の 59.4%、全国平均（有配偶）の 60.1%と概ね同水準です（図 8）。

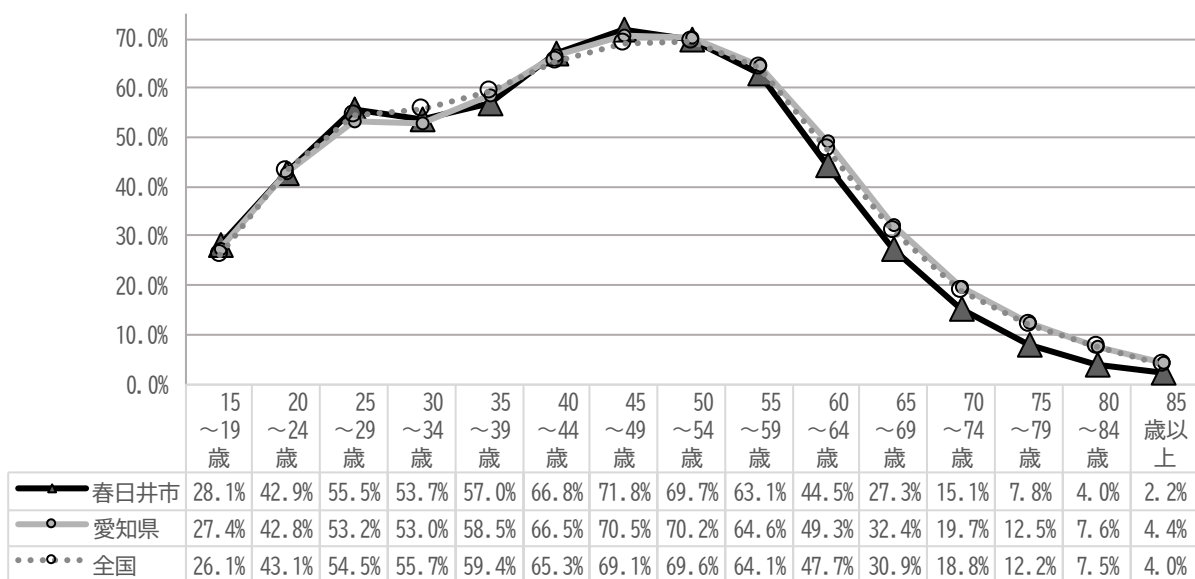
なお、平成 30 年度に実施したニーズ調査結果によると、就学前児童のいる世帯では、前回調査（平成 25 年度実施）と比べて、両親ともにフルタイム就労の家庭が増えています（p.11 図 13）。

図 7. 女性の就業率の推移



出典：国勢調査（各年 10 月 1 日）

図 8. 女性（有配偶）の就業率（国・愛知県との比較）



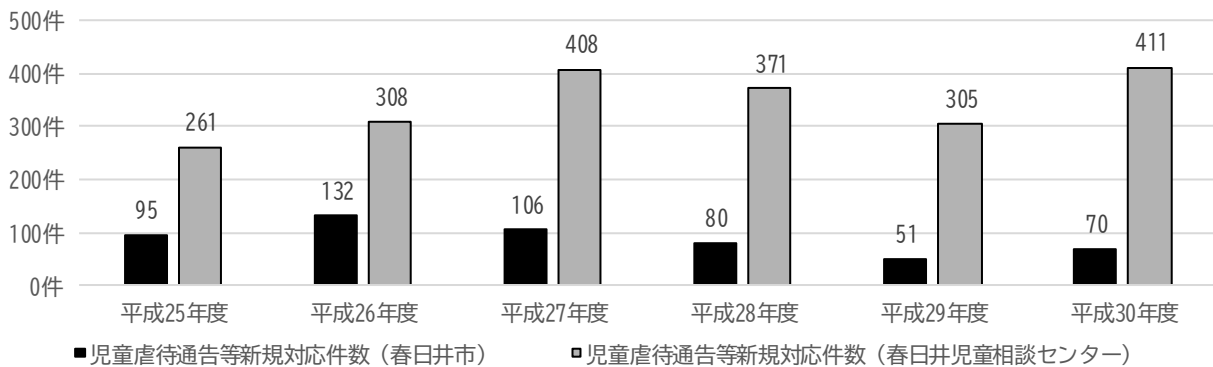
出典：国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日）

## 1-4 配慮が必要な子どもの状況

### (1) 児童虐待対応件数

本市の児童虐待対応件数は、平成30年度実績で市役所対応が70件、児童相談センター対応が411件となっており、年度によって増減が見られます（図9）。

図9. 児童虐待対応件数の推移



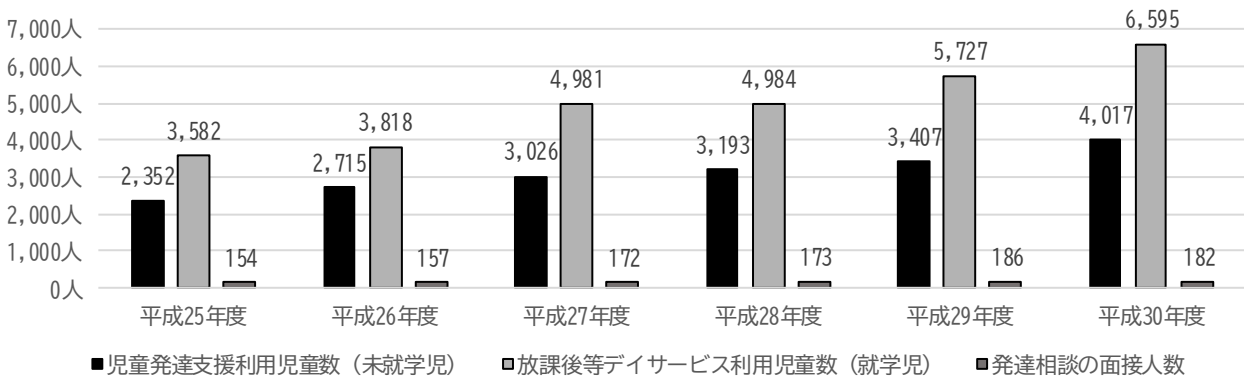
出典：児童相談のあらまし（愛知県春日井児童相談センター）、春日井市調べ

### (2) 障がいのある子どもの状況

本市の障がいのある子どもの状況を見ると、平成30年度実績で児童発達支援利用児童数が4,017人、放課後等デイサービス利用児童数が6,595人となっており、いずれも増加傾向で推移しています（図10）。

また、発達相談の面接人数は、平成30年度実績で182人となっており概ね横ばいです（図10）。

図10. 児童発達支援利用児童数等の推移



出典：春日井市調べ

### (3) 外国人の子どもの数

本市の20歳未満の外国人数は、平成27年度現在で605人となっており、20歳未満総人口の1.0%という状況であり、平成17年以降、人数、比率ともに横ばいとなっています（図11）。

図11. 20歳未満の外国人数の推移

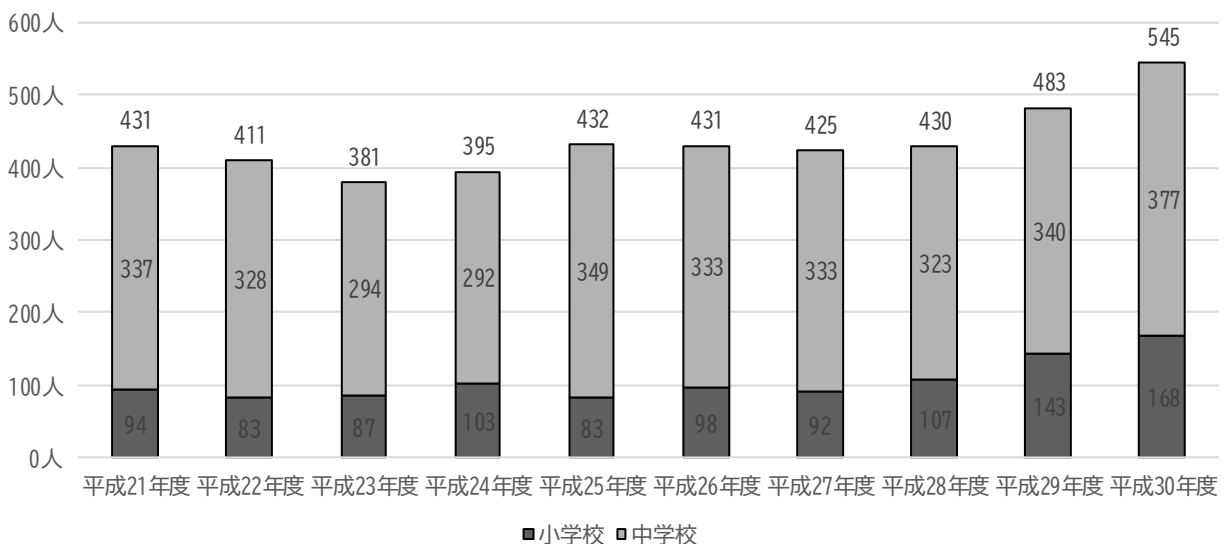
区分	平成17年	平成22年	平成27年
0～4歳	152	159	164
5～9歳	137	149	139
10～14歳	143	142	134
15～19歳	197	161	168
20歳未満外国人合計	629	611	605
20歳未満外国人比率	1.1%	1.0%	1.0%
20歳未満総人口	59,547	60,453	59,264

出典：国勢調査（各年10月1日）

### (4) 不登校児童生徒の状況

本市の30日以上不登校の児童・生徒数は、平成30年度実績で小学生168人、中学生377人、計545人となっており、小学生、中学生のいずれもこの10年で最も多い人数となっています（図12）。

図12. 30日以上不登校児童生徒数の推移



出典：春日井市いじめ・不登校対策事業報告書

## 2 子ども・子育てに関するアンケート調査結果（抜粋）

子育て中の市民の現状や意見、子育て支援に関するニーズ等を把握するため、平成 30（2018）年度に「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

### （1）子育ての状況

#### 保護者の就労状況等

就学前児童の保護者について、前回調査（平成 25 年度実施）と比べて、両親のいずれかが家事専業という家庭の割合が減る一方、両親ともにフルタイム就労の割合が増えており（図 13）、一日当たりの平均就労時間も伸びている状況です（図 14）。

図13. 就学前児童の就労状況

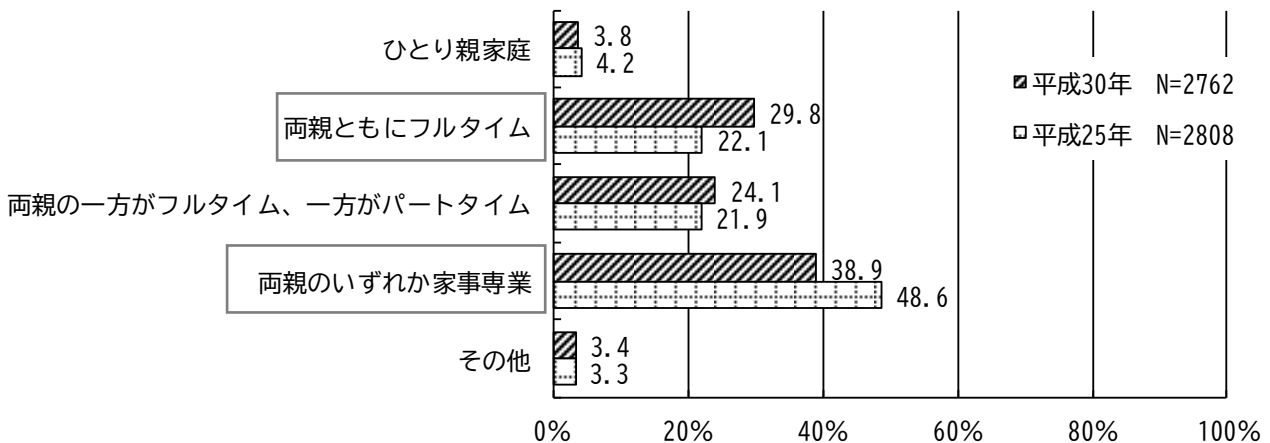
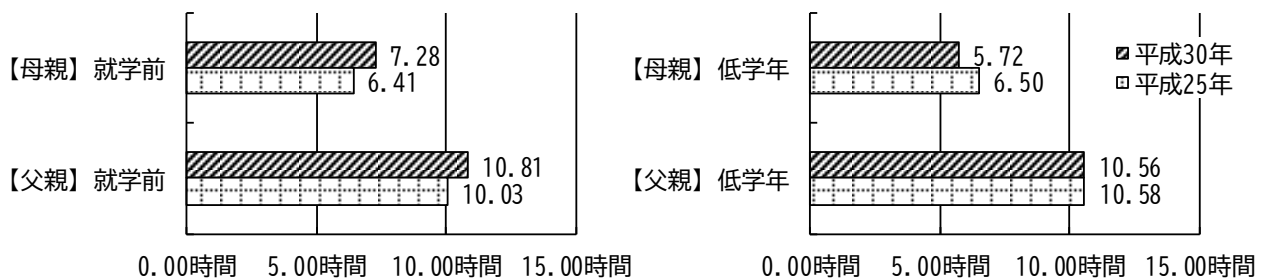


図14. 一日当たりの平均就労時間



#### 育児休業取得後、職場に復帰した人について（母親のみ）

育児休業取得後、職場へ復帰した人のうち約8割の人が、希望の時期に職場復帰していません（図 15）。希望より早く復帰した理由は、母親の5割以上が「希望する保育園に入るため」となっています。また、希望より遅く復帰した理由は、母親の8割以上が「希望する保育園に入れなかったため」となっており、次いで「子どもをみてくれる人がいなかったため」が約3割と続いています（図 16）。

図15. 育児休業取得後、希望の時期に職場へ復帰できたか

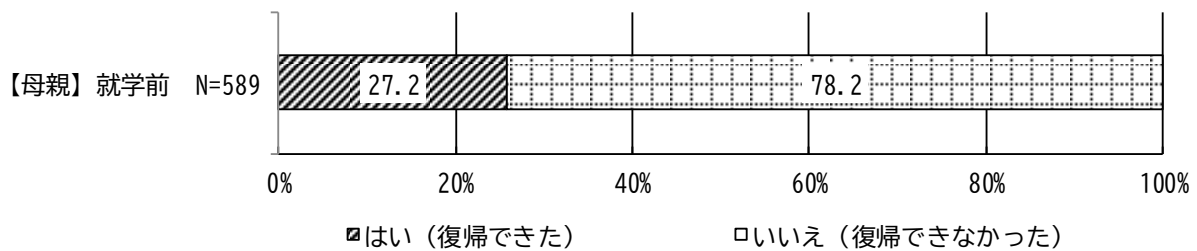
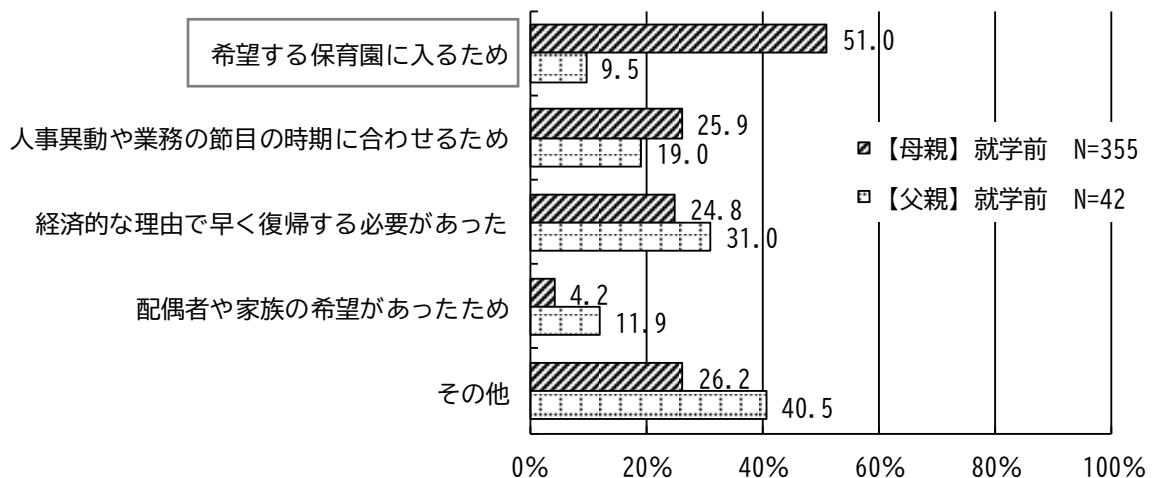
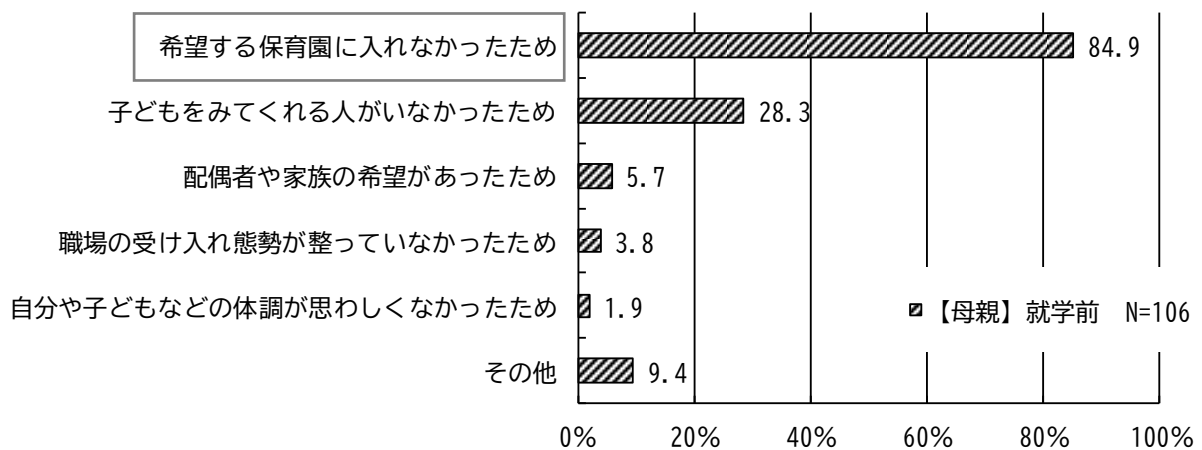


図16. 希望の時期に職場復帰しなかった理由

① 「希望」より早く復帰した理由



② 「希望」より遅く復帰した理由



【自由意見 (抜粋)】

- 土曜一日保育をしてほしい。
- 育児休業を取得しても、3歳未満のきょうだいの保育園利用を認めてほしい。
- 就労予定で保育園に入れず、幼稚園に通うしかなかった。
- 就労予定でも保育園に入れたい。

## 祖父母との同居等の状況

6割以上の保護者は祖父母が近くに住んでいる一方で、3割以上の保護者は、近くに祖父母が住んでおらず（図 17）、子どもをみてもらえる親族・知人がいずれもない人の割合も増加しています（図 18）。

図 17. 祖父母との同居等の状況

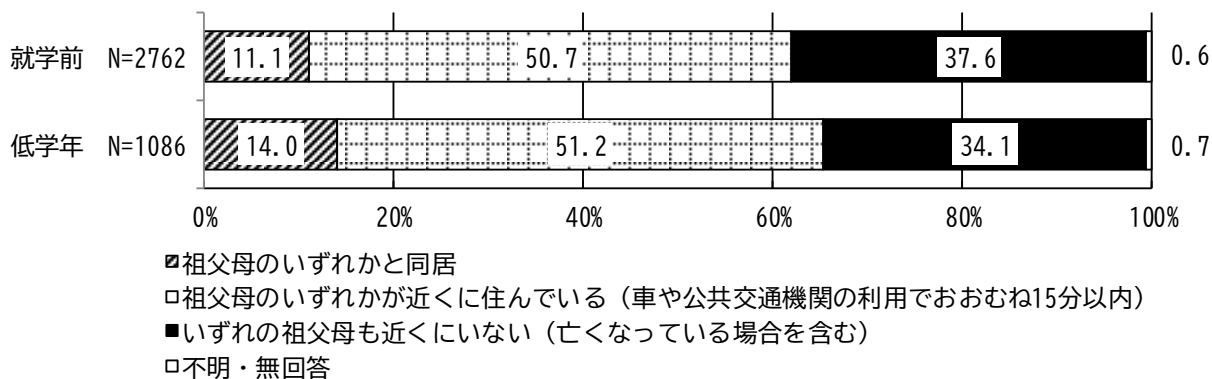
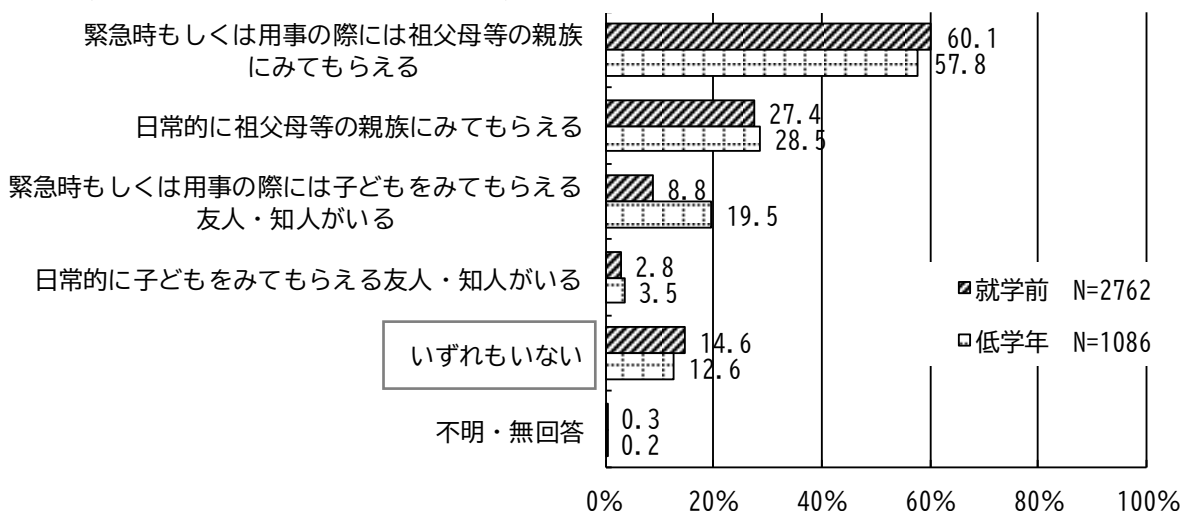
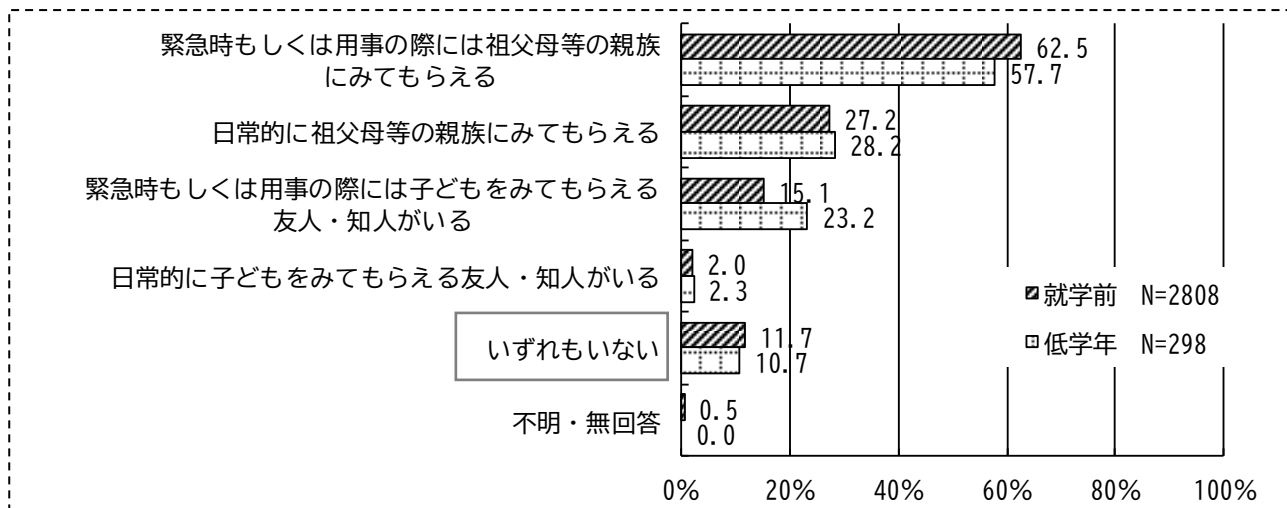


図 18. 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人について



【参考 前回調査】

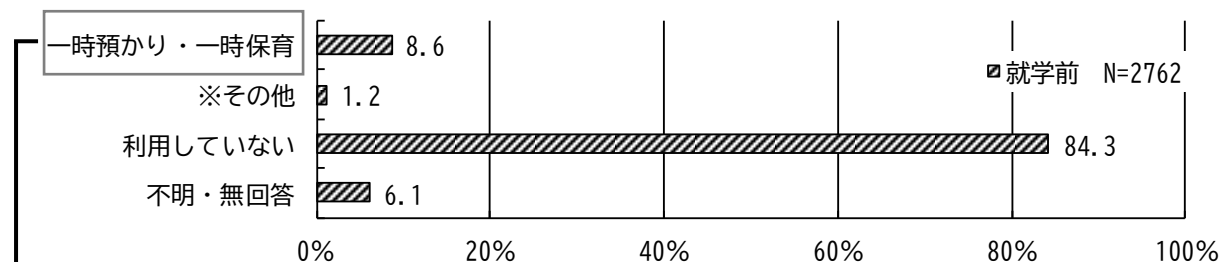




## 不定期の保育や一時的な預かり等の利用

「一時預かり・一時保育」の利用率は、就学前の約1割（8.6%）となっており（図19）、希望した日に利用できなかったことが「ある」という人が約4割となっています（図20）。

図19. 私用、親の通院、就労等の目的で不定期的に利用している事業

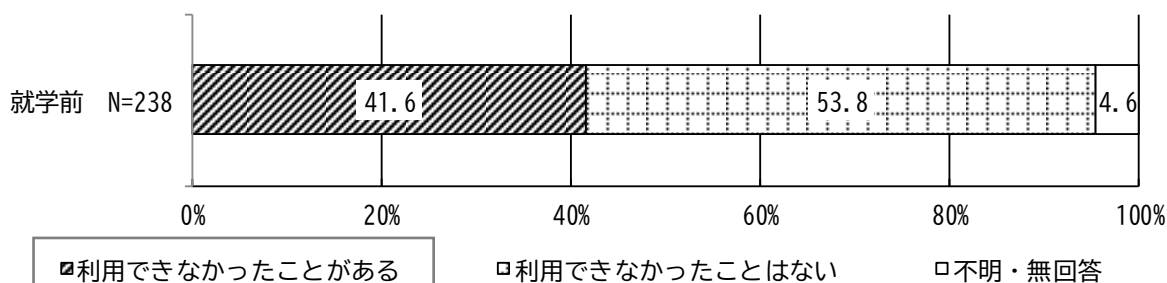


※「その他」との回答の具体的な内容は、児童発達支援、職場の託児所、認可外保育施設等

### 《年間平均利用日数》

一時預かり・一時保育	18.31日
その他	19.82日

図20. 不定期的に「一時的預かり・一時保育」を利用している人のうち、希望した日の利用の有



利用できなかった日数（年間平均）	6.49日
------------------	-------

### 【自由意見（抜粋）】

- 一時預かりや一時保育の予約がいっぱいで、利用したいときにできない。
- 第2子妊娠中に一時預かりが利用できなかった。
- 申込者が殺到していると聞き、気軽に申し込みにくい。
- 一時預かりをもっと増やしてほしい。
- 育児中、1時間でも子どもを預け気軽に休める場所ができるとよい。

## 放課後の過ごし方

低学年児童の保護者が子どもについて放課後の時間を過ごさせたい場所として、「習い事」や「公園・グラウンド」での希望は、実際に過ごす割合より高くなっており、「習い事」の希望は約6～7割、「公園・グラウンド」の希望は約4割となっています（図21）。

また、放課後児童クラブの利用希望は、低学年時は25.7%、高学年時は17.0%となっており、長期の休暇期間中の利用希望も高くなっていきます（図22）。

図21. 今後、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいか

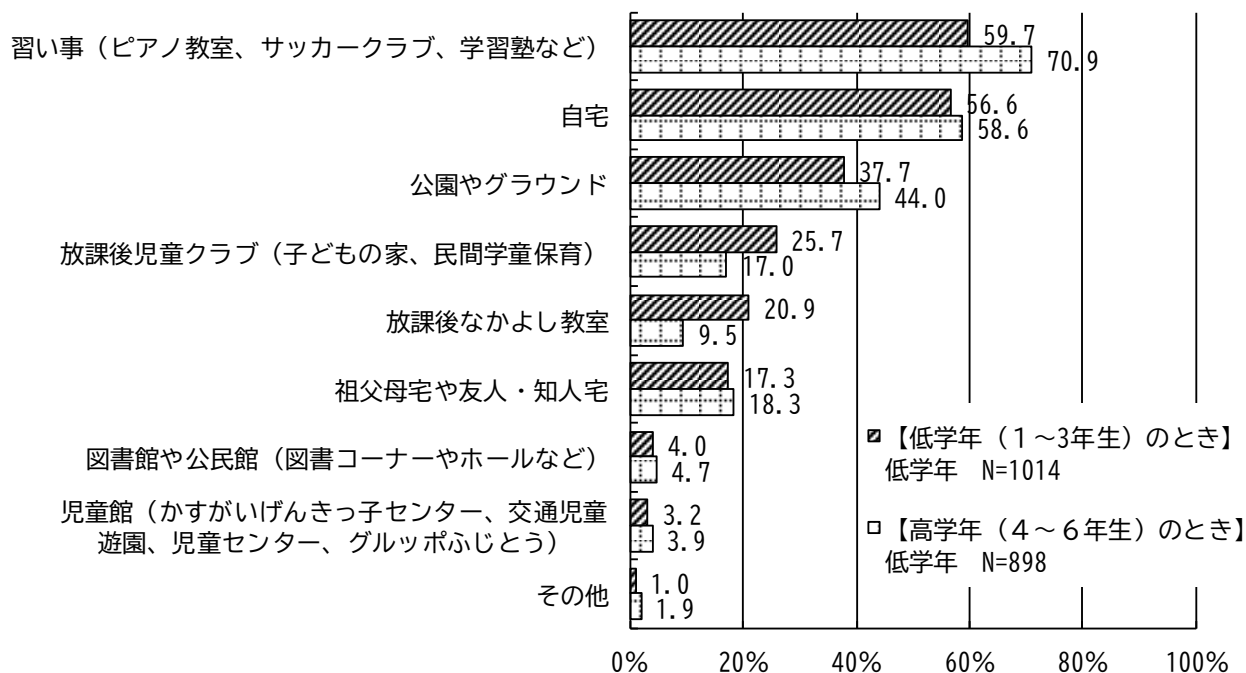
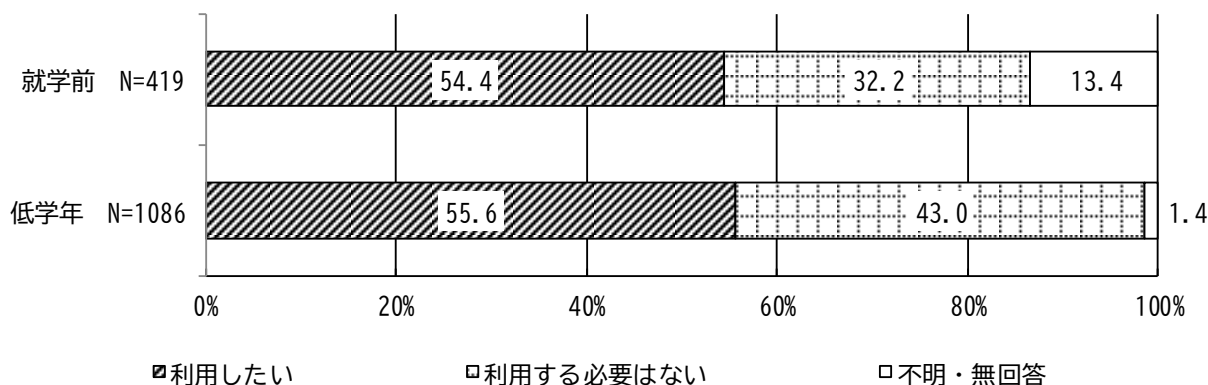


図22. 長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望



### 【自由意見（抜粋）】

- 夏休みの居場所が心配（一人にすることを悩む）、7時30分から開設してほしい。
- 学童保育の定員を拡大してほしい。
- 公設、民設の学童保育の利用料や保育の質の違いに不安を感じる。
- 放課後の部活動があるとよい。
- 以前住んでいたところは、小学校区ごとに学童保育と併設した児童館があって利用しやすかった。
- 公園の遊具、トイレが古い。

## (2) 子育てについての考え方や感じていること

### 春日井市は子育てしやすいまちだと思うか

春日井市を子育てしやすいまちだと肯定的に評価している人は、就学前、低学年ともに約6割（就学前 63.3%、低学年 61.7%）となっており（図 23）、子育てに両親ともに関わっていたり、子育てが地域の人々や地域社会に支えられていると思うと回答した人は、子育てが「楽しいと感じるときの方が多い」結果となっています（図 24）。

図 23. 春日井市は子育てしやすいまちだと思うか

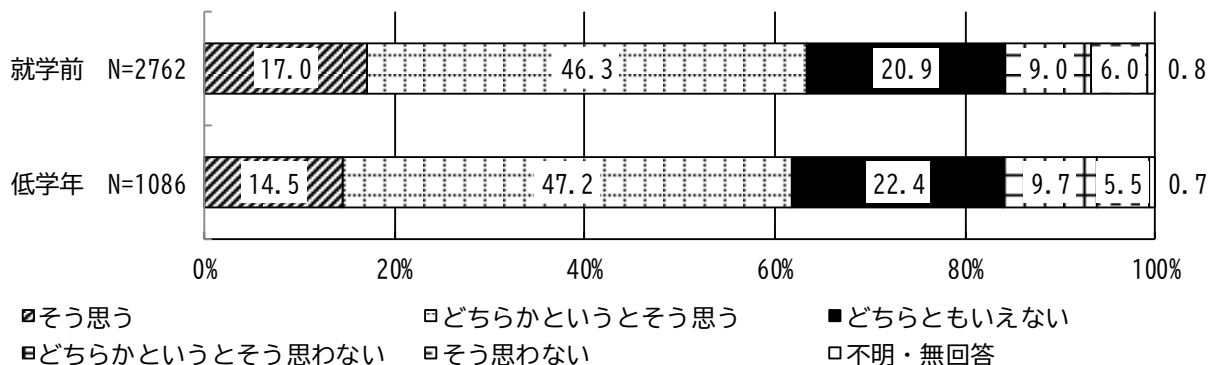


図 24. 子育てについてどのように感じているか

		回答者数	楽しいと感じるときの方が多い	楽しいと感じるときとつらいと感じるときが同じくらい	つらいと感じるときの方が多い	その他	わからない・不明・無回答
全体		1086	52.3%	38.7%	4.1%	0.9%	4.0%
お子さんの子育てを主に行っている方	父母ともに	449	58.4%	34.5%	2.4%	0.9%	3.8%
	主に母親	613	47.0%	42.3%	5.2%	1.0%	4.5%
	主に父親	2	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	主に祖父母	9	55.6%	22.2%	22.2%	0.0%	0.0%
	その他	5	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%
子育てが、地域の人々や地域社会に支えられていると思うか	そう思う	181	70.6%	28.2%	0.0%	0.6%	0.6%
	どちらかというと思う	463	57.4%	36.3%	3.0%	1.1%	2.2%
	どちらかというと思わない	178	40.4%	50.6%	6.2%	0.0%	2.8%
	そう思わない	131	31.3%	51.2%	8.4%	1.5%	7.6%
	わからない	126	47.7%	33.3%	7.1%	1.6%	10.3%

#### 【自由意見（抜粋）】

- 個人的な相談も必要だが、「子どもの育ち」や「遊びの大切さ」、「自分自身の心の持ち方」等をテーマにした公開講座等、一般的な話として専門家の話を聞く機会がもっとあるとよい。
- 転入時にどんな支援や施設があるのか案内してほしい。
- 支援センターや保育園等の設備が古く、新鮮さがない。
- 広くてアスレチックのような遊具のある屋内施設があるとよい。

## 子育てする上で不安に感じること

就学前は、約8割の人が「子育てにお金がかかる」、「子育てによる身体の疲れを感じる」と感じており、「子どもが思うようにならないとき、イライラする」等が続いています（図25）。

また、低学年では、8割以上の人が「子育てにお金がかかる」、「子どもが思うようにならないとき、イライラする」と感じており、7割が「子育てによる身体の疲れを感じる」と感じています（図26）。

図25. 子育てする上で不安に感じること 【就学前】

就学前 N=2762

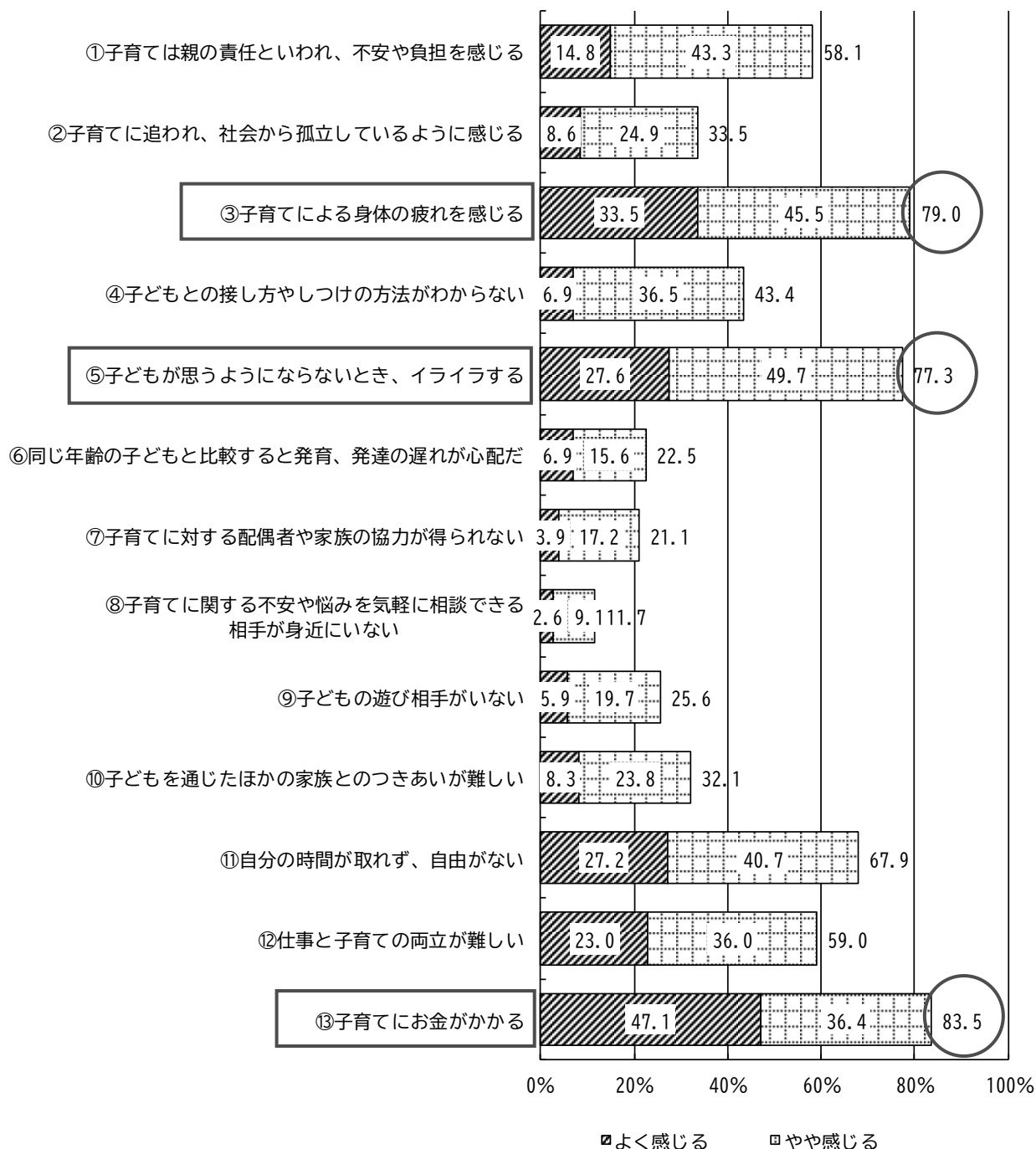
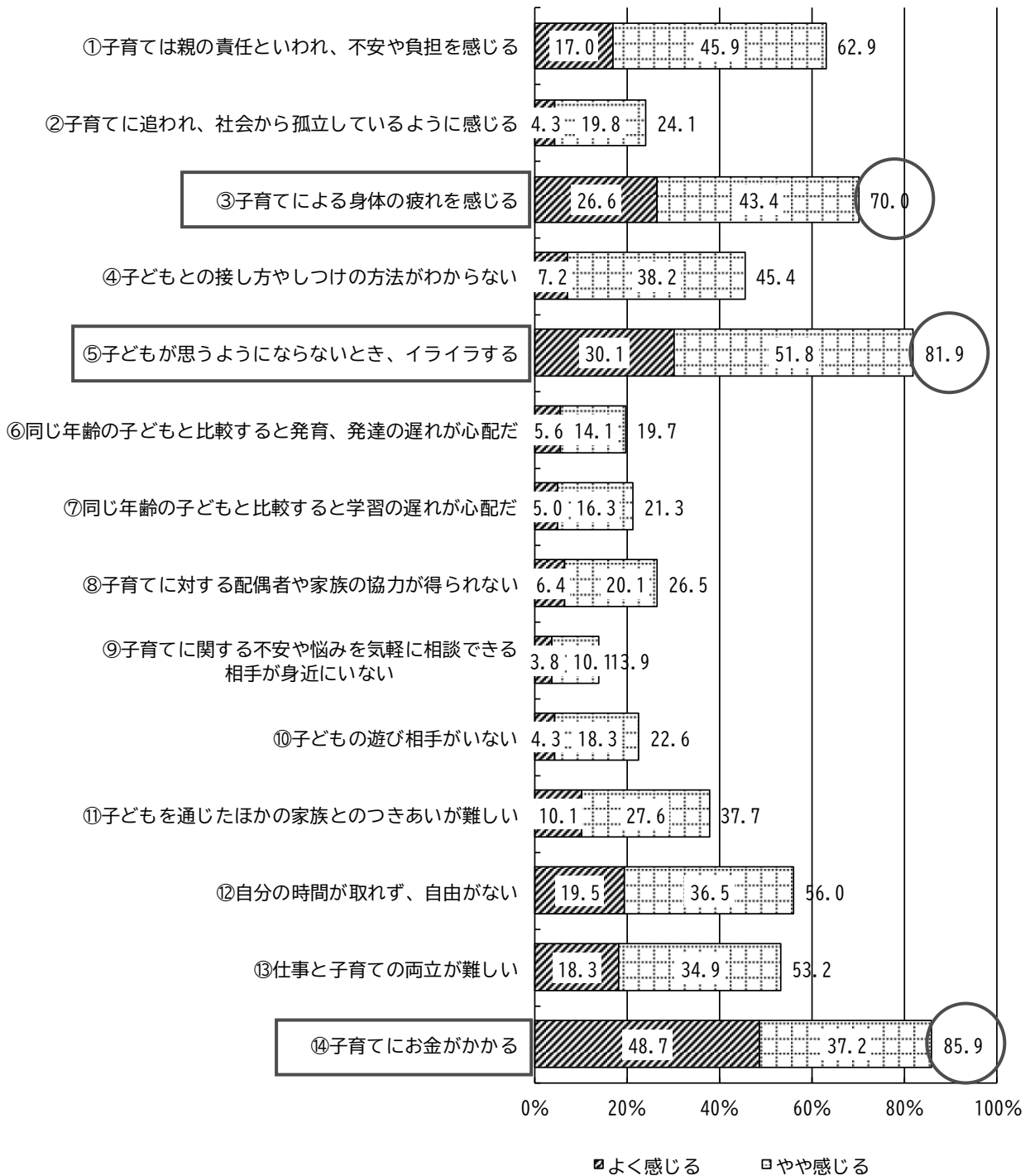


図 26. 子育てする上で不安に感じること 【低学年】

低学年 N=1086



【自由意見（抜粋）】

- 子育て支援で家事のサポートがあるとうれしい。
- 話をするだけで心が軽くなる。
- 双子育児は大変。多胎児の家庭をフォローしたり、支援してくれる事業や場所、人材が充実するとよい。
- 総合保健医療センターや保健センターで、子育ての常時相談窓口を開設してほしい。

### 3 現状から見えてくる課題

- (1) 子育ての負担感や不安を和らげるとともに、子育てに前向きになれるような環境が必要

#### 現状分析

- ✓ 市の子育て家庭の核家族化は徐々に進展
- ✓ 妊娠期から支援の必要な妊婦（特定妊婦）の割合は、約1割（出典：母子保健報告）
- ✓ 子育てに不安や負担を感じている保護者は約6割
- ✓ 子育てによる疲れを「よく感じる」人は就学前児童の保護者の割合は33.5%、低学年の保護者は26.6%
- ✓ 子どもが思うようにならないときにイライラを感じている人は、就学前児童・低学年児童の保護者とも約8割
- ✓ 3割以上の保護者は近くに祖父母が住んでおらず、子どもをみてもらえる親族・知人がいずれもない人の割合が増加
- ✓ 子育てへ両親ともに関わっていたり、親族・知人の関わり方が深かったりする場合等は、子育てが「楽しいと感じるときのほうが多い」



#### 課題

妊娠や子育ての負担感や不安を和らげるとともに、保護者自身が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援する取組みが必要

- ◇ 気軽に相談できる体制とそれぞれの環境に応じたきめ細やかな支援の充実
- ◇ リフレッシュできる環境の拡充
- ◇ 保護者自身の子育てに関する学びの場の提供
- ◇ 地域での子育て支援の充実

## (2) 保育需要への対応とそれに伴う質の確保が必要

### 現状分析

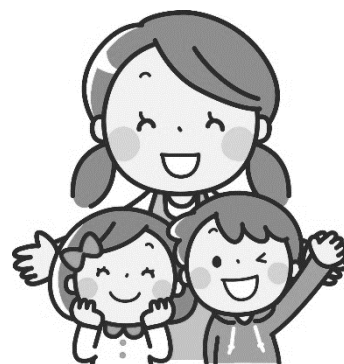
- ✓ 母親の平均就労時間は、長くなっている。
- ✓ 育児休業取得後、職場への復帰のタイミングは、「希望する保育園に入るため」が多い。
- ✓ 保育園の需要のうち、1・2歳児は年々増加
- ✓ 過去5年間で、20園の保育施設を新設
- ✓ 春日井市公共施設等マネジメント計画により建て替えが必要な園が6園
- ✓ 0～2歳児の育休退園者数は102人（平成30年度）



### 課題

#### 保育の量的拡充と質の確保が必要

- ◇ 保育園の老朽化への対応
- ◇ 保育時間の検討（延長保育、土曜日保育）
- ◇ 保育の質の確保
- ◇ 育児休業制度への対応



### (3) 放課後児童の多様な居場所の確保が必要

#### 現状分析

- ✓ 保護者が放課後に過ごさせたい場所は、就学前児童の保護者の希望が高い順から「習い事」「自宅」「放課後児童クラブ」「放課後なかよし教室」「公園やグラウンド」。低学年児童の保護者では、「習い事」「自宅」「公園やグラウンド」「放課後児童クラブ」「放課後なかよし教室」
- ✓ 低学年児童の保護者が夏休み期間に希望する放課後児童クラブの開始時間帯は、6時台の希望が全体の0.2%、7時台が11.5%、8時台が77.5%
- ✓ 低学年児童の保護者が平日に放課後児童クラブの利用を希望する割合は25.7%、夏休みに利用を希望する割合は55.6%
- ✓ 公設と民間児童クラブの利用料金の差は、月額で450～10,500円（平成31年4月1日現在）※比較的料金が高額な2クラブを除く



#### 課題

##### 放課後児童の居場所の充実

- ◇ 増加する放課後の需要への対応
- ◇ 夏休みの受け入れ体制の検討
- ◇ 民間児童クラブ利用環境の向上
- ◇ 多様な居場所の提供





#### (4) 不登校児童生徒に対する学力維持や居場所の提供等の取組みが必要

##### 現状分析

- ✓ 全国的に不登校・ひきこもりが増加しており、春日井市においても年間30日以上の不登校児童生徒が増加（平成28年度 430人 ⇒ 平成30年度 545人）
- ✓ 平成30年度の不登校のうち中学生は377人（約7割）
- ✓ 不登校児童の家庭等には、スクール・ソーシャル・ワーカーも支援しており、平成30年度の延べ支援件数は125件（春日井市いじめ・不登校対策事業報告書）
- ✓ 現在ひきこもりとなっている人の約5割は、成人になる以前からひきこもりの状態となっている。（平成29年度 愛知県ひきこもりに関するアンケート）



##### 課題

##### 不登校やひきこもり児童生徒への切れ目のない支援が必要

- ◇ 魅力的な学校づくり
- ◇ 学校への復帰支援
- ◇ 復帰が難しい子どもへの支援
- ◇ 情報共有をはじめとする学校と支援団体等との連携
- ◇ 不登校児童生徒の学力維持



## 第3章 基本理念と施策の体系

### 1 基本理念

子ども・子育て支援においては、子どもにとっての最善の利益が尊重され、すべての子どもの健やかな成長につながる事が大切です。

子ども・子育てを取り巻く環境は、少子高齢化のさらなる進行や世帯の細分化、女性の就業率の上昇等、大きく変化しており、子ども・子育て支援には、より包括的で多様な対応が求められています。

本市が平成 27（2015）年3月に策定した「新かすがいっ子未来プラン」では、子ども・子育て支援法の基本理念にある“子育てについての第一義的責任は、父母その他の保護者が有するという基本的な認識”を前提としつつも、地域住民や関係機関・団体、民間事業者、そして行政が一体となって、子育てや子どもの育ちを支えていくことが大切であり、子育てが家族や地域をつなぐ「鏝（かすがい）」となることを目指し、『子はかすがい、子育てはかすがい』を計画の基本理念としました。

また、本市は平成 28（2016）年3月に「子はかすがい、子育ては春日井」宣言を行い、この宣言に基づき、子育て施策の一層の充実を図り、子育て世代を始めとするすべての世代の暮らしやすさの向上を図っています。

本計画においても、この基本理念を踏襲し、すべての子どもがいきいきと育ち、すべての子育て家庭がいきいきと過ごせるまちを今後も引き続き目指していきます。

---

#### 計画の基本理念

---

## 子はかすがい、子育てはかすがい

～子どもは地域の宝、子どもも親もいきいきと暮らすまち～

---

なお、取組みにあたっては、子どもの保護者はもとより、幼児期の教育・保育、子育て支援に関わるすべての人々及び地域住民等の参画が必要不可欠です。

- 妊娠、出産について正しい知識を身につけ、心と身体の準備をする
- 定期的に健診を受診するなど、子どもと自ら（妊婦、保護者）の健康管理に努める
- 日頃から近所や地域の人たちとあいさつをかわす
- 地域の活動や行事に子どもと一緒に参加する
- 頼れる人や相談場所を見つけておく
- 困りごとは一人で抱えずに相談する
- 子どもと遊ぶ、行動する、会話する
- 体罰によらない子育てを学ぶ
- 子どもを有害情報から守る  
（スマートフォンのフィルタリングなど）
- 子どもと防犯、防災について会話する
- いざという時の避難方法などを、  
家族で確認しておく など



### 家庭（個人）

- 日頃からあいさつや声掛けをするなど、  
あたたかな雰囲気づくりを心掛ける
- 気軽に相談に応じる
- 育児の方法や考え方を押し付けない
- 公共交通機関で妊婦やベビーカーを見かけたら、  
席を譲るなどあたたかな心遣いに努める
- 子どもたちの活動（通学、外遊びなど）を  
見守る

- 安心して妊娠、出産、子育てができる職場の雰囲気をつくる
- 出産や子育てに配慮した  
制度づくりに努める
- 産休や育児休業から  
復帰しやすい環境づくりに努める
- 子どもたちに仕事や社会活動を  
体験できる場を提供する
- 地域の子育て支援活動などを  
積極的に支援する
- ベビーカーや車いすに配慮した  
店舗（事業所）づくりに努める  
など

### 事業者

### 地域（社会）

- 子どもや子育て家庭の異変に気づいたら市役所や児童相談センターへ連絡する
- 通学路などで危ないと感じる場所があったら、  
学校等に伝える
- 地域の伝統行事や良いところなどを子どもたちに伝える
- 子どもたちも一緒に防災訓練を行う など

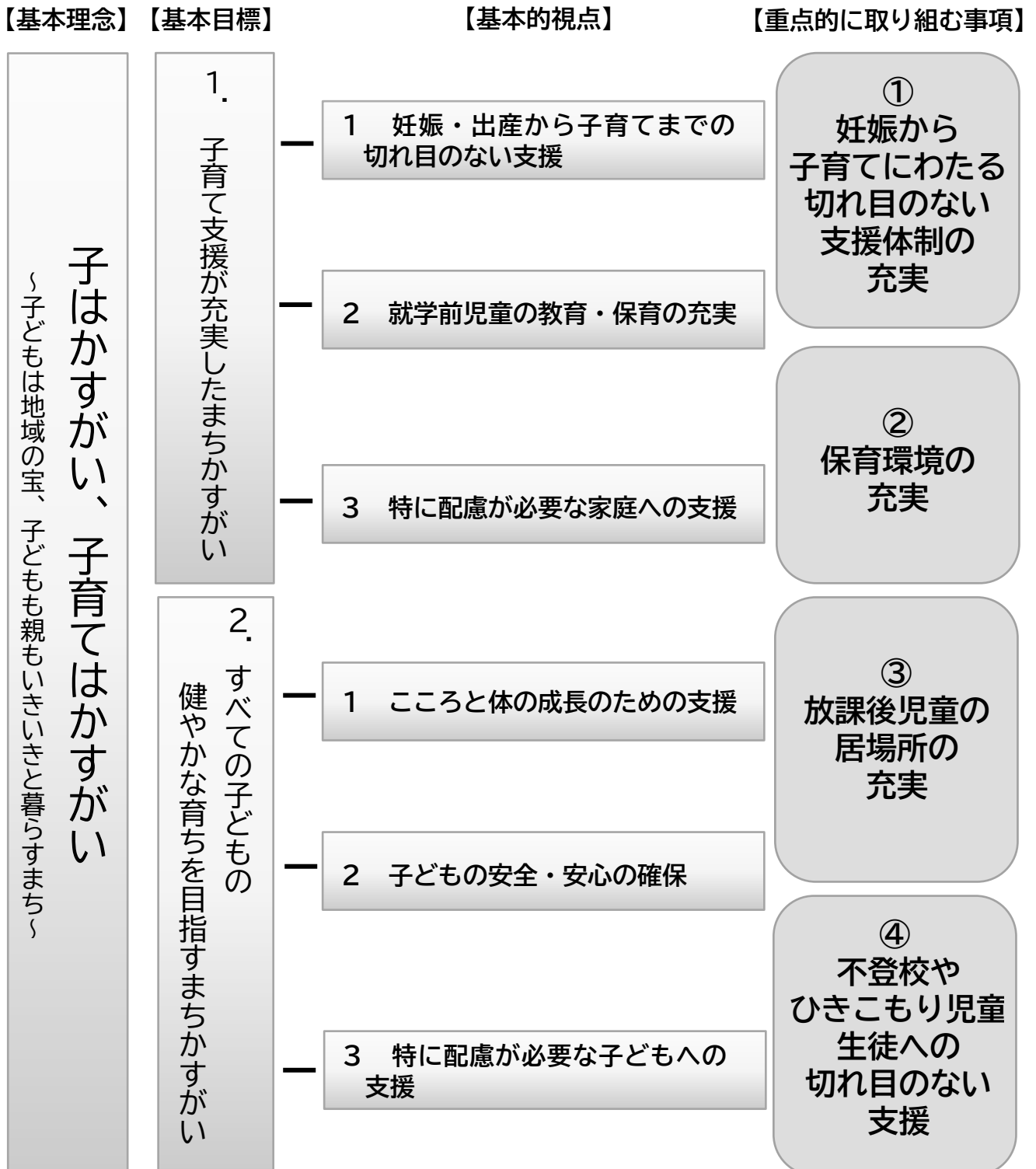


### 行政

- 妊娠・出産から子育てまで、切れ目のない支援体制を整備する
- 就学前児童の教育や保育を充実する
- 特に配慮が必要な家庭や子どもを支援する
- 子どものこころと体の成長のために支援する
- 子どもの安全や安心を確保する



## 2 基本目標と基本的視点



### 3 重点的に取り組む事項

現状から見えてくる課題については積極的に取り組む必要があることから、本計画では、次の4点を重点的に取り組む事項として設定します。

#### 重点① 妊娠から子育てにわたる切れ目のない支援体制の充実

子育て家庭の核家族化の進展や、女性の就業率の上昇による共働き家庭の増加により、子育ての負担感は増加しており、これまでも増して、当事者に寄り添った支援が求められています。

本市では、平成 27 (2015) 年に国が「子育て世代包括支援センター」の役割を位置づける以前から「青少年子ども部」を設置し(平成 21 年(2009)年度から)、母子保健(妊娠期から出産)と子育て支援が一体となった切れ目のない支援に取り組んできました。

しかしながら、平成 30 年度に実施した「子ども・子育てに関するアンケート調査」によると、「子育てに関して気軽に相談できる先」として「子育て世代包括支援センター(子ども政策課)」をあげたのは、未就園児世帯においてわずか 1.5%にとどまっています。そのため、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談体制を見直すとともに、子どもや家庭への支援について一体性や連続性を確保し、他機関との円滑な連携・協働を推進します。

また、子育てにおいて心身共に負担を抱えやすい保護者がリフレッシュできる環境を整えるとともに、保護者自身が子育てに関して学ぶことができる環境を支援します。

##### ■ ■ 主な取組み ■ ■

- 子育て世代包括支援センター事業の充実
- 子ども家庭総合支援拠点の設置を検討
- 出産前後の支援の充実
- 一時預かり事業の拡充
- 親の学びを支援

---

## 重点② 保育環境の充実

---

保育需要が年々増加する中、市では、子ども・子育て支援制度が始まった平成 27 年度以降、19 か所の保育園を新設し、年度当初の待機児童ゼロを継続しています。

今後も、1・2 歳児の保育需要や年度途中の入園希望者の増加、育児休業制度への対応などの様々な課題を視野に入れ、民間事業者による保育園の整備や老朽化する公立保育園の再整備を計画的に進めるとともに、ベテラン保育士による巡回指導を実施し、新規参入事業者の運営を支援するほか、特別支援保育についても一層の充実を図ります。

また、子育て家庭の働き方の変化により多様化する保育ニーズに対応するため、様々な保育事業を充実します。

### ■ ■ 主な取組み ■ ■

- 老朽化する公立保育園の再整備の計画、実施
- ベテラン保育士による巡回指導
- 特別支援保育の拡充
- 延長保育の拡充
- 一時預かり事業の拡充（再掲）
- 施設及び施設周辺の防犯や安全の確保

## 重点③ 放課後児童の居場所の充実

女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加等により、放課後の子どもたちの居場所に対する需要は年々高まっています。本市では、高まる需要に対し、放課後児童クラブ（子どもの家）をはじめ、放課後子供教室（放課後なかよし教室）を学校のある日はほぼ毎日開設するなど、子どもたちの安全で安心な居場所を確保してきました。

さらに、1年を通して一番需要が高まる夏休みには、定員に空きのある子どもの家を活用した期間限定の利用を実施するとともに、令和元年度からは「サマー・スクールかすがい」を市内5か所で開設するなど、子どもたちの安全で安心な居場所の提供に努めてきました。

また、待機児童が発生する地区には民間児童クラブの参入を促進し、最大限活用されるよう、その運営を支援してきました。さらには、民間児童クラブと公設のクラブとの利用料金の差を小さくする取組みも実施し、民間児童クラブ利用者の負担軽減を図ってきました。

平成30年度に実施した子ども・子育てに関するアンケートでは、「子どもが自ら遊びに行ける児童館が欲しい」「雨の日でも遊べる（身体が動かせられる）施設が欲しい」など放課後の子どもたちの居場所に対する多様な意見も寄せられています。

今後も、地区ごとの動向を注視しながら、放課後に子どもたちが充実した時間を過ごせるよう、教育委員会や民間事業者と連携して放課後の子どもの居場所の充実を図るとともに、児童館、図書館に加えて他の公共施設を放課後や休日の安全で安心な居場所として提供していくことを検討します。

### ■ ■ 主な取組み ■ ■

- 子どもの家、放課後なかよし教室、サマー・スクールかすがいの連携
- 放課後児童クラブの運営内容の充実、定員の拡充
- 民間児童クラブ利用者への支援の拡充
- 児童館等の居場所の整備

## 重点④ 不登校やひきこもり児童生徒への切れ目のない支援

本市では、不登校児童生徒への対応として、「春日井市いじめ・不登校対策協議会」において不登校に関する諸問題を協議し、「いじめ・不登校相談室」では児童生徒・保護者からの相談に応じるなど、発生防止、早期解決に努めてきました。また、適応指導教室「あすなろ教室」により、学校復帰を支援してきました。平成 23（2011）年4月には、子ども・若者総合支援地域協議会を設置し、「子ども・若者支援部会」において、不登校やひきこもり児童生徒を支援している関係者が情報共有し、連携を強化する取組みを開始しました。

しかしながら、全国的に不登校児童生徒が増加する中、本市においても 30 日以上の不登校児童生徒は増加しており、不登校児童生徒の学力維持や居場所の充実が求められています。また、中学校卒業後のひきこもりの実態把握が困難であることから、市教育委員会だけでなく、地域やその他関係機関が連携するとともに、不登校やひきこもりの要因や年齢に応じた組織横断的な切れ目のない支援の仕組みを検討していきます。

### ■ ■ 主な取組み ■ ■

- 不登校・ひきこもり支援のネットワークづくり
- 民間団体と連携した学習機会の提供を検討
- 学校復帰支援の充実



## 4 施策の体系

基本理念		「子はかすがい、子育てはかすがい」		
基本目標		1. 子育て支援が充実したまち かすがい		
基本的視点		1-1 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援	1-2 就学前児童の教育・保育の充実	1-3 特に配慮が必要な家庭への支援
施策	妊娠・出産期	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">①妊娠・出産・子育ての不安の軽減</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">②母子の健康の確保</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">③育児力の向上支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">④市民や地域による子育て支援の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">⑤ワーク・ライフ・バランスの推進</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">⑥就学前児童の教育・保育の提供</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">⑦多様な保育事業の提供</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">⑧児童虐待の防止と社会的養護</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">⑨ひとり親家庭の自立支援、子どもの貧困の連鎖の防止</div>
	乳幼児期			
	小学生以下			

～子どもは地域の宝、子どもも親もいきいきと暮らすまち～

## 2. すべての子どもの健やかな育ちを目指すまち かすがい

2-1 こころと体の成長のための支援

2-2 子どもの安全・安心の確保

2-3 特に配慮が必要な子どもへの支援

⑩ 学び・体験する機会の提供

⑪ 学習環境・生活環境の向上

⑫ 放課後児童の居場所の確保

⑬ 非行防止活動の推進

⑭ いじめ・不登校への対応

⑮ 青少年団体への支援

⑯ 防犯・交通安全の取組み

⑰ 防災・防火の取組み

⑱ 障がいのある子どもへの支援

⑲ 外国人の子どもへの支援

## 5 各施策の推進

### 1. 子育て支援が充実したまち かすがい

基本的視点	施策
1-1 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援	1 妊娠・出産・子育ての不安の軽減
	2 母子の健康の確保
	3 育児力の向上支援
	4 市民や地域による子育て支援の推進
	5 ワーク・ライフ・バランスの推進
1-2 就学前児童の教育・保育の充実	6 就学前児童の教育・保育の提供
	7 多様な保育事業の提供
1-3 特に配慮が必要な家庭への支援	8 児童虐待の防止と社会的養護
	9 ひとり親家庭の自立支援、子どもの貧困の連鎖の防止

#### 1-1 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援

##### 1 妊娠・出産・子育ての不安の軽減

###### (1) 現状と課題

妊娠、出産、子育ての不安や負担の軽減を図るため、産前産後をケアする事業や子育て支援情報の提供の充実を図っており、妊娠・出産について満足している人の割合は増加し、子育ての悩みや不安がある人の割合は減少しています。

一方、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を実施する「子育て世代包括支援センター（子ども政策課）」については、気軽な相談先として利用している人はわずかとなっています。

育児、しつけに関する情報の入手先として、雑誌、育児書のほか新聞、テレビ等、多様化しており、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用する人の割合は2割を超えています。そのため、行政として信頼度の高い情報を様々なツールを活用して効果的に発信していく必要があります。

## (2) 基本的方向

妊娠から出産、育児へとつながる切れ目のない支援を継続するとともに、重点的な支援が必要となる妊婦や保護者に対しては、保健師や保育士を始めとする専門職がきめ細かく支援します。

子育てについて気軽に相談できる「子育て世代包括支援センター」について、相談体制の充実や周知を図ります。

子どもの年齢が上がるにつれ、子育てに関する不安や悩みも変化することから、効果的な情報提供を図るとともに、子育て家庭が交流できる場を提供します。

## (3) 主な取組みと内容

主な取組み	内容
出産前後のころと体の休息の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>● ころと体の負担感が高まる出産前後への支援として、デイサービスや産後ケア入院（ショートステイ）等の「妊産婦ケア」事業を推進します。</li></ul>
特定妊婦への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 出産前から支援の必要性が高いと思われる場合に、子育てに関する相談や子育て支援の情報提供のため保健師が訪問するなどの支援を行います。</li></ul>
妊娠・出産に係る経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"><li>● 不妊治療や出産にかかる費用を助成します。</li></ul>
妊娠期から子育て期までの包括的な支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、健やかに安心して妊娠期から子育て期までを過ごせるよう切れ目のない支援を行います。</li><li>● 訪問・相談体制の充実を図ります。</li></ul>
乳幼児家庭への訪問	<ul style="list-style-type: none"><li>● 子育て経験者等が乳幼児家庭を訪問し、子育て支援の情報を提供します。また、希望する家庭へは助産師等が訪問し相談を受けます。</li></ul>
親子が集うひろば等の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>● 子育ての不安や孤立感が軽減するよう、子育て中の親子が身近な場所で気軽に集まり、交流できる場を提供します。</li><li>● 幼稚園が実施する親子で集うひろば等の運営を支援します。</li></ul>
子ども・子育て情報の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>● 子育てに配慮した設備がある店舗や子育て支援施設等の情報を、広報春日井のほか、子育て応援ガイドブック、インターネット等で提供します。</li></ul>

## 2 母子の健康の確保

### (1) 現状と課題

産婦の心身の健康を確保するため、産婦健康診査を開始しました。

乳幼児健康診査については受診率が 98%を超え、未受診児においても保健師等がフォローしており、未確認児童ゼロを達成（継続）しています。

歯の健康については、むし歯のない子どもの割合は、3歳児、中学1年生ともに増加傾向にあり、県内平均を上回っています。

子どもの肥満については、肥満傾向にある子どもの割合は、3歳児では減少傾向にあり、県内平均を下回っています。しかし、学齢期においては、女子児童において割合が上昇しており、男子児童は、県内平均を上回っています。

### (2) 基本的方向

健診を通じて母子の健康状態を把握し、疾病の早期発見、早期支援につなげるとともに、適切な自己管理が行えるよう教室を通じた情報提供を行います。

また、「自分の健康は自分でつくる」という意識を持ち、主体的に健康づくりに取り組めるよう、自らの健康に関心を持ち、正しい知識を身につけ、健康の維持向上に取り組めるよう支援します。

### (3) 主な取組みと内容

主な取組み	内容
自己管理の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 保健師による母子健康手帳の交付を行うとともに、妊娠期の健康管理や育児について情報を提供します。</li><li>● 助産師によるマッサージや、母乳育児の相談・授乳指導を行います。</li><li>● 妊婦の外出時に周りの人たちの気遣いを促すため、マタニティマークの普及、啓発に努めます。</li></ul>
妊産婦健診の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>● 14回の妊婦健康診査受診券と産婦健康診査受診券を交付し、妊娠中の健康管理や安全な出産のため、健康診査の受診を推奨します。</li></ul>
子どもの健康の保持・増進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 乳幼児健診を実施し、必要に応じて発育・発達の相談や家庭訪問を行うほか、事故防止や病気・ケガによる救急対応等について啓発します。</li></ul>
予防接種の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>● 感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に定める予防接種を実施するとともに、予防接種に関する情報提供や接種勧奨に努めます。</li></ul>
歯の健康の保持・増進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 歯の大切さやむし歯予防、定期的な歯科健診の必要性について周知するとともに、フッ化物によるむし歯予防を推進します。</li></ul>
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 食を通じて生涯にわたり健全な心身と豊かな心を培うため、食の大切さや楽しさについて啓発します。</li></ul>

主な取組み	内容
アレルギーがある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アレルギー疾患に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、アレルギー児への対応について学ぶ機会を提供します。</li> <li>● 学校給食では卵アレルギーに対応した鶏卵やうずら卵を使用しない給食を提供します。</li> </ul>
性や健康に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● たばこやアルコール、薬物乱用、性に関すること等、思春期の様々な問題等に対応するため、子どもを取り巻く関係者の連携の下に、学校や家庭において、命の大切さを伝え、自他の命を共に尊重する態度を身につけるための教育を推進します。</li> </ul>
医療費等の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国の医療費助成制度に加え、中学 3 年生までの子どもの入院・通院費及び 18 歳までの入院費並びに 24 歳までの学生の入院費を無料にします。</li> </ul>

### 3 育児力の向上支援

#### (1) 現状と課題

子育て講座や教室の開催に加え、集団乳幼児健康診査において保育士が育児に関する相談に応じたりミニ講座を開催したりする取組みを開始しました。

子育てをする上で感じる不安の中で、「子どもとの接し方やしつけの方法がわからない」と感じている保護者の割合は4割を超えています。

育児、しつけに関する情報の入手先は、これまでの雑誌、育児書、新聞、テレビのほかにSNSも増加しており多様化しています。

6割以上の保護者は祖父母が近くに住んでおり、気軽に相談できる相手に祖父母等の親族をあげた人の割合は7割以上となっており、保護者にとって身近な子育ての支援者となっています。

#### (2) 基本的方向

保護者や子育ての身近な支援者となる祖父母の育児スキルの向上を支援するため、遊び方、叱り方等の子どもとのコミュニケーションを学ぶ機会を提供します。

#### (3) 主な取組みと内容

主な取組み	内容
子育て教室・講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子の発達について学んだり、子育てに関する知識の向上を図るため、妊婦や保護者を対象とした講座や教室を開催します。</li> <li>● 親子が様々な遊びを体験し、交流を深める機会を提供します。</li> </ul>
祖父母のための子育て講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 祖父母世代を対象に、子育てに関する知識・技術を改めて学ぶ機会を提供します。</li> </ul>
保育体験事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育園児の保護者を対象に保育園での保育士体験を実施し、子育てに関する知識・技術を学ぶとともに子どもに対する理解を深める機会を提供します。</li> </ul>

## 4 市民や地域による子育て支援の推進

### (1) 現状と課題

自分自身の子育てが地域の人々や地域社会に支えられていると感じている人の割合は減少傾向です。その中で、自分自身の子育てが地域の人々や地域社会に支えられていると感じている人については、「子育てについて楽しいと感じるときの方が多く」と感じる人の割合が高くなっています。

### (2) 基本的方向

市民による相互援助活動や地域、店舗等による子育て支援を推進します。

### (3) 主な取組みと内容

主な取組み	内容
相互援助活動の推進	● 援助を行うことを希望する市民と援助を受けたい市民をコーディネートするファミリー・サポート・センター事業を推進します。また、援助会員の確保に向けた取組みを推進します。
子育て支援団体への支援	● 地域で子育てのための講座の開催や定期的に「子育てひろば」の開設をしている子育て支援団体等を支援します。
事業者による子育て支援の促進	● 子育て家庭が利用しやすい店舗等を支援します。

## 5 ワーク・ライフ・バランスの推進

### (1) 現状と課題

平成 28 年度の男女共同参画に関する市民意識調査によると、子育て世代が多い 20～40 代の半数近くが、ワーク・ライフ・バランスがうまくとれていると感じています。

平成 30 年度の子ども・子育てに関するアンケート調査によると、共働き家庭が増加するなか、子育てを「父母ともに」行っている家庭の割合は減少傾向です。一方、子育てを「父母ともに」行っている家庭は、子育てを「楽しいと感じるときの方が多く」と回答した割合が比較的高くなっており、父母ともに子育てへ参加することは、子育てへの前向きな気持ちに影響していると思われます。

保護者の多くが、子育てと仕事の両立について、「配偶者が家事や育児を分担し、協力すること」「子育てしている者（配偶者を含む）に配慮した勤務時間制度等があり、それが実際に活用できる職場環境」が必要と考えています。

子育て世代が、子育てと仕事の両立等でバランスのとれたライフスタイルを築くための取組みをより一層推進していくことが求められています。

## (2) 基本的方向

子育てへの父親の積極的な参加を促していきます。また、市内事業者等と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの必要性を積極的にPRしていきます。

## (3) 主な取組みと内容

主な取組み	内容
父親の子育て参加促進	● 男性による育児や家事を促進するため、父親向けの教室、講座等を開催します。
企業における両立支援の促進	● ファミリー・フレンドリー企業やくるみんマーク取得企業等、子育てと仕事の両立を支援する企業の取組みを促進します。
育児休業給付金制度等の周知	● 育児休業の取得期間中に支給される育児休業給付金制度や、育児休業等の取得期間中に健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除となる制度を周知します。

# 1-2 就学前児童の教育・保育の充実

## 6 就学前児童の教育・保育の提供

### (1) 現状と課題

各年4月1日時点における待機児童数は、平成23年以降0人を継続している一方で、年度途中においては待機児童が発生しており、共働きの増加や核家族化の進展に伴い保育需要が増加していることから、定員確保に向けた取組みが求められています。

また、定員確保とともに保育の質の確保も重要であることから、引き続き幼稚園教諭や保育士の資質の向上を図るための取組みが必要となっています。

### (2) 基本的方向

待機児童の解消に向けて、施設の整備や保育士の確保・定着への支援等に引き続き取り組みます。また、保育士の資質向上や各施設の監査、指導等により保育の質の確保に取り組みます。

幼児期の教育・保育の重要性を再認識し、各施設の特長を活かした教育・保育を推進します。

### (3) 主な取組みと内容

主な取組み	内容
教育・保育施設、小規模保育事業所の確保	● 需要量が定員を上回る区域については、保育園、認定こども園、小規模保育事業所を整備します。



主な取組み	内容
保育士の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 潜在保育士の掘り起こしのための講座・研修等を実施し、保育士の確保を図ります。</li> </ul>
教育・保育の質の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼稚園教諭や保育士を対象とした研修等により資質の向上に努めます。</li> <li>● 公立保育園において自己評価を行うとともに、その結果を公表します。</li> <li>● 遊びを通して自ら育つ力が養われるよう、保育園等における遊びの環境を充実します。</li> </ul>
施設及び施設周辺の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公立保育園に防犯カメラを設置するとともに、防犯カメラを設置する私立保育施設及び幼稚園に助成します。</li> <li>● 保育施設及び幼稚園周辺の歩道の安全性を高めます。</li> </ul>

## 7 多様な保育事業の提供

### (1) 現状と課題

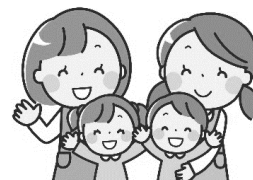
一時預かりについては、ニーズ調査結果によると、希望した日に利用できなかったことが「ある」という人が約 40% (41.6%) となっています。一時預かりに限らず、延長保育、休日保育、病後児保育等、多様な保育事業については、利用者がより利用しやすい環境の整備が求められています。

### (2) 基本的方向

利用者の多様なニーズに対応するため、事業の拡充や利用方法の改善を検討します。

### (3) 主な取組みと内容

主な取組み	内容
定期的な保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通常保育のほか、最長 12 時間の延長保育、祝休日にも必要な保育を行う休日保育等、多様化する就労形態等に応じた保育を実施します。</li> </ul>
一時的な保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就園・就学児の病気の回復期に保育を行う病後児保育や、普段保育園等を利用していない児童を対象に、家庭の事情等により希望の日時に保育を行う一時預かり等、状況に応じて利用できる保育・子育て支援事業を充実します。</li> </ul>



## 1-3 特に配慮が必要な家庭への支援

### 8 児童虐待の防止と社会的養護

#### (1) 現状と課題

新規虐待件数は減少傾向にありますが、虐待等通告対応件数は増加しており、迅速な対応、防止のための取組みの充実が求められています。

#### (2) 基本的方向

児童虐待を未然に防止する取組みや児童虐待の早期発見、早期対応に取り組むほか、関係機関が密接に連携し、該当児童及び保護者への支援を切れ目なく実施していきます。

#### (3) 主な取組みと内容

主な取組み	内容
早期発見、児童虐待防止の取組み	<ul style="list-style-type: none"><li>● 訪問事業や健診・各種相談事業により保護者の不安の解消を図り、児童虐待の防止に努めます。</li><li>● 保護者が精神的に不安定な場合や孤立感を感じている場合には、ヘルパーの派遣や保護者同士で情報交換や話し合いができる場の提供をします。</li><li>● 虐待に迅速に対応できるよう、24 時間体制での虐待通告を受け付けます。</li></ul>
関係機関と連携した子ども家庭支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 愛知県春日井児童相談センター、学校関係者、警察をはじめとする関係者で構成する子ども・若者総合支援地域協議会（要保護児童対策部会）において、個別案件に対する対応や虐待防止の取組み等について協議し、関係機関が連携して対応します。</li><li>● 特定妊婦や特に支援が必要な子育て家庭に対して、関係機関が連携して支援するための体制について検討します。</li></ul>
児童虐待防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市内の公共施設におけるパネル展示やオレンジリボン運動の推進等により児童虐待の防止を啓発します。</li></ul>

## 9 ひとり親家庭の自立支援、子どもの貧困の連鎖の防止

### (1) 現状と課題

貧困家庭における子どもへの貧困の連鎖が社会問題となっており、自立支援や子どもの学習支援について、関係機関と連携して積極的に取り組んでいく必要があります。

### (2) 基本的方向

家庭環境が、子どもの将来の可能性を制限することがないように、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、ひとり親家庭等の配慮が必要な家庭の子どもへの学習や生活面での支援、経済的支援を実施します。

### (3) 主な取組みと内容

主な取組み	内容
自立に必要な情報提供、相談事業等の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>● 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親の自立に向けた相談を行います。</li></ul>
就業の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 就業に向けた職業訓練の受講や受講中の生活費の負担軽減のために給付金を支給します。</li><li>● 市役所に設置したハローワークの窓口で、就労相談を行います。</li></ul>
家事や子育ての援助	<ul style="list-style-type: none"><li>● ひとり親家庭等において、一時的に生活、育児等の援助が必要となる場合や日常生活に支障が生じる場合にヘルパーを派遣します。</li></ul>
経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"><li>● ひとり親等を対象として、児童扶養手当のほかに子ども福祉手当を支給します。</li><li>● ひとり親家庭の医療費の負担、生活困窮家庭の子どもへの教育にかかる費用や放課後児童健全育成事業の利用料の負担を軽減します。</li></ul>
住居支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 経済的困難等により子育てに支障がある場合、保護者の申し出により母子生活支援施設（母子の家）で母子が自立できるよう支援します。</li><li>● 市営住宅の募集では、ひとり親に限定した抽選枠を確保します。</li></ul>
学習・進学援助	<ul style="list-style-type: none"><li>● 経済的に困窮し、学習の機会を得ることが困難な中学生及びその保護者に対し、教育の機会の均等と学習に必要な環境整備を図るため、個別学習支援、子どもが気軽に参加できる居場所の提供、保護者に対する教育支援等を行います。</li></ul>

## 2. すべての子どもの健やかな育ちを目指すまち かすがい

基本的視点	施策
2-1 こころと体の成長のための支援	10 学び・体験する機会の提供
	11 学習環境・生活環境の向上
	12 放課後児童の居場所の確保
	13 非行防止活動の推進
	14 いじめ・不登校への対応
	15 青少年団体への支援
2-2 子どもの安全・安心の確保	16 防犯・交通安全に関する取組み
	17 防災・防火に関する取組み
2-3 特に配慮が必要な子どもへの支援	18 障がいのある子どもへの支援
	19 外国人の子どもへの支援

### 2-1 こころと体の成長のための支援

#### 10 学び・体験する機会の提供

##### (1) 現状と課題

子どもが健やかに成長するためには、体の健康と様々な知識を習得し、豊かなこころを育むことが大切です。五感を通じて何かを感じ、学ぶことができる体験活動や文化にふれあう機会の提供、体力の増進のほか達成感や連帯感、協調意識等を育むスポーツ活動等の機会を提供していくことが求められています。

##### (2) 基本的方向

子どもたちが、地元出身の芸術家等とふれあうことで夢や希望を育む機会づくりの充実を図り、子どもたちが文化・スポーツ活動に打ち込むことができる機会の充実を図ります。

##### (3) 主な取組みと内容

主な取組み	内容
人権やジェンダー（性差）に関する教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校の道徳指導や特別活動等で、「自分の大切さとともに他人の大切さを認めること」や、「性差による役割意識にとらわれないこと」「性の多様性を理解すること」の大切さを伝えます。</li> </ul>

主な取組み	内容
異世代交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼稚園・保育園・認定こども園や地域子育て支援拠点等において、児童・生徒が乳幼児や高齢者等とふれあう機会を提供します。</li> </ul>
読み聞かせや読書の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 図書館では、乳児期から本に親しむ機会を提供するとともに、読書の楽しさを体験できるイベント等を開催します。</li> <li>● 地域子育て支援拠点やふれあいセンター、公民館等の講座や教室において、読み聞かせを実施します。</li> </ul>
文化芸術やスポーツ等の鑑賞・体験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 茶道、華道、日本舞踊等の伝統文化が体験できるイベントを開催します。</li> <li>● 幼稚園・保育園・認定こども園や小中学校等に芸術家等を派遣し、ふれあう機会を提供します。</li> <li>● 子どもたちの鑑賞を推奨する舞台公演や展覧会等を開催するとともに、関連するワークショップ等を実施することで、子どもたちが文化芸術を体験し、関心を深める機会を提供します。</li> <li>● プロスポーツ選手やアスリートによる子ども向けのスポーツ教室を実施します。</li> </ul>
「書のまち春日井」の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小学1年生から「書道科」の授業を実施するとともに、県下児童・生徒席上揮毫大会、全国公募の書道展である道風展を開催します。</li> <li>● 書に関する子ども向けの企画展を開催します。</li> </ul>
仕事や社会活動の体験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内の事業所の協力を得て、幅広い職業が体験できる様々なイベントを開催します。</li> </ul>
自然や環境についての体験・学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然体験を通じて「自然との共生」や「生物多様性」について学習する機会を提供します。</li> <li>● ゴミや省エネ等、環境について体験し学習する機会を提供します。</li> </ul>
参加型イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>● わいわいカーニバルをはじめとする子どもたちが集うイベントを開催します。</li> <li>● 子どもたちが自分の考えや意見を表明できる場を開催します。</li> </ul>
地元を学ぶ機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 春日井市の歴史を学んだり、春日井市の良さを再認識できるイベントを開催します。</li> </ul>
外国人とのふれあい	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 英語の発音や国際理解教育の向上のため、小中学校に外国人の指導助手を配置します。</li> </ul>
スポーツイベントや各種講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの健康づくりと体力増進を図るため、体育施設の無料開放やスポーツイベント・各種講座を開催します。</li> <li>● 中学生や高校生が日ごろの練習の成果を発揮する大会を開催します。</li> </ul>
放課後の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 部活動を持続可能なものにするため、部活動指導員を活用します。</li> </ul>

## 11 学習環境・生活環境の向上

### (1) 現状と課題

快適な学習環境は、子どもの学力向上のみならず、健やかな心身を育むためにも必要です。市内 52 校の小中学校の体育館へのスポットクーラーの設置完了に引き続き、体育館に熱気を排出するための換気設備を整備し、暑さ対策を推進しています。また、小中学校のトイレの洋式化を進め、環境改善を図っています。

学習規律とICTの活用を中心とした取組み「かすがいスタンダード」を市内の全小中学校で取組み、わかりやすい授業の実施を図ってきました。また、「主体的・対話的学習による深い学び」を重視した先進的な授業研究を市内2校で進め、その成果を市内全校に水平展開しています。

### (2) 基本的方向

学校設備の整備を行い、子どもの安全安心な教育環境を整えます。また、ICTを活用したわかりやすい授業を推進するなど、学びの質の確保と向上を図り、子どもの健やかな成長を育みます。

### (3) 主な取組みと内容

主な取組み	内容
教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>● 公共施設等マネジメント計画に基づき、老朽化が進む校舎等の適切な改修を行います。</li></ul>
幼稚園、保育園、認定こども園と小学校の連携	<ul style="list-style-type: none"><li>● 幼保小連携推進協議会を設置し、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校が連携し、指導内容や指導方法の連続性を高め円滑な接続を進めます。</li></ul>
学びの質の確保・向上	<ul style="list-style-type: none"><li>● きめ細やかな指導を実施するため、加配講師の配置を進めます。</li><li>● 各小中学校の学校評議員から意見を聴き、地域との連携を深めます。</li></ul>

## 12 放課後児童の居場所の確保

### (1) 現状と課題

放課後児童クラブはクラブ数、登録児童数ともに増加しているものの、地区によっては待機児童が発生しており、地区ごとの需要量の動向を注視して対応していく必要があります。また、夏休み中は放課後児童クラブの需要量が増加することから、平成 28 年度から夏季臨時子どもの家を開設し、令和元年度からは夏季臨時子どもの家に代わりサマー・スクールかすがいを開始することで、夏休みの児童の居場所を拡充してきましたが、依然として高い需要があることから、居場所の充実を図る必要があります。

### (2) 基本的方向

放課後児童クラブの需要量の見込みに基づき、確保策を講じます。また、児童館、図書館に加えて、他の公共施設を放課後の安全で安心な居場所として提供していくことを検討し、放課後の多様な居場所について周知を図ります。

### (3) 主な取組みと内容

主な取組み	内容
放課後児童健全育成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>● 放課後児童クラブのない小学校区及び需要量の見込みが受入可能数を大きく上回る小学校区への対応については、整備を検討するとともに、近隣の民間児童クラブの活用により必要量の確保に努めます。また、放課後子供教室との連携により、児童の居場所の確保を進めます。</li><li>● 放課後児童クラブでは、子どもの状況や発達段階を踏まえた育成支援が必要であることから、放課後児童支援員等を対象とした研修を毎年開催します。</li><li>● 民間児童クラブに対して運営支援を行います。</li></ul>
児童館等の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>● 公共施設の改修等に合わせ、児童の居場所の整備を検討します。</li><li>● 交通児童遊園を建て替えます。</li></ul>
児童館事業の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>● 小中高生に放課後や休日等の安全で安心な居場所を提供します。</li></ul>
放課後子供教室の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>● すべての小学校において、全児童を対象とした放課後なかよし教室を開設し、放課後の安全で安心な居場所を確保します。</li><li>● 夏休み期間における、子どもたちの安全・安心な居場所を提供するために、サマー・スクールかすがいを実施します。</li></ul>

## 13 非行防止活動の推進

### (1) 現状と課題

市職員と市から委嘱された地域の少年指導員による巡回・補導活動等を推進しており、春日井市内の触法少年（14歳未満の罪を犯した少年）や不良行為少年の数は5年前と比較して減少しています。しかしながら、全国的にスマートフォンの所有・利用率が上昇傾向にあり、スマートフォンを利用した犯罪に関わる機会が増加していることから、インターネットやSNSを介した犯罪から子どもを守ることが求められます。

### (2) 基本的方向

地域や関係機関と連携して非行を防止し、子どもの安全を守ります。

インターネットやSNSを通じた、いじめ等のトラブルや、特殊詐欺、児童ポルノ等の犯罪について啓発活動を行います。また、フィルタリングをかけるなど、スマートフォンの安全な使い方について、子どもや保護者へ啓発活動を行います。

### (3) 主な取組みと内容

主な取組み	内容
巡回・補導活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>市職員と市から委嘱された地域の少年指導員が、映画館やゲームセンター等の店舗や公園等を巡回し、児童に対して声かけを行うなどの補導活動を行います。</li><li>春日井まつりや納涼まつりで巡回活動を行います。</li></ul>
地域や関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>学校関係者、警察官、少年指導員が中学校区ごとに集まり、情報共有、意見交換を行います。</li><li>各学校の生徒指導担当者が新たな諸問題や生徒指導の情報を共有できるよう会議や研修会を開催します。</li></ul>
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>市内の商業施設等で非行防止の啓発活動を推進します。</li><li>非行防止に関する書やポスター、標語等を募集し、展示を行います。</li></ul>
有害情報対策	<ul style="list-style-type: none"><li>子どもを情報社会の犯罪等から守るため、インターネットやSNSの正しい利用方法を啓発します。</li></ul>

## 14 いじめ・不登校への対応

### (1) 現状と課題

「春日井市いじめ・不登校対策協議会」やスクール・ソーシャル・ワーカーの教育委員会への配置をはじめ、市教育委員会と学校での様々な取組みにより、いじめの認知件数や解消件数については横ばい状態が続いています。

一方、30日以上の不登校児童生徒の数は、小学校、中学校ともに増加傾向にあることから、いじめや不登校児童生徒へのきめ細やかな対応が必要となっています。



## (2) 基本的方向

関係機関と連携して、いじめの未然防止や早期発見、不登校児童生徒への対応を図るほか、不登校やひきこもり児童生徒への切れ目のない支援の仕組みを検討します。

## (3) 主な取組みと内容

主な取組み	内容
いじめの発生防止、 早期発見と対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各学校において対策委員会を設置し、いじめ・不登校の発生防止と早期発見に努めるほか、「春日井市いじめ・不登校対策協議会」を開催し、いじめや不登校に関する諸問題について関係者と学識経験者等が協議します。</li> <li>● 学校だけでは支援が難しい児童生徒の問題の解決に向けて、スクール・ソーシャル・ワーカーを教育委員会に配置するとともに関係機関と連携した対応を推進します。</li> </ul>
不登校やひきこもり 児童生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不登校やひきこもりの要因や年齢等に着目し、切れ目なく支援する仕組みを組織横断的に検討します。</li> <li>● 不登校児童生徒については、学力維持や居場所の提供等、市教育委員会だけでなく地域やその他関係機関との連携を図ります。</li> </ul>
相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 心の教室相談員やスクールカウンセラーの配置、いじめ・不登校相談室や行政の相談窓口等、様々な相談場所を確保し、児童・生徒やその保護者が気軽に相談できる環境を提供します。</li> </ul>

## 15 青少年団体への支援

### (1) 現状と課題

地域で子どもの健全育成に取り組む子ども会や青少年団体については、スポーツ少年団が、団体数・団員数共に増加している一方、ボーイスカウトは、スカウト数が減少していることから、引き続き支援を実施することが必要となっています。

### (2) 基本的方向

社会性や豊かな人間性を育むための地域の活動を、引き続き支援していきます。

### (3) 主な取組みと内容

主な取組み	内容
啓発、表彰	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 優良児童やスポーツ・文化等で優れた成績を収めた者、模範となる行いをした者、児童福祉に取り組む団体等を表彰します。</li> <li>● 健全育成をテーマにした講演を開催します。</li> </ul>
地域の活動を支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域で子どもの健全育成に取り組む子ども会や青少年団体を支援します。</li> </ul>

## 2-2 子どもの安全・安心の確保

### 16 防犯・交通安全の取組み

#### (1) 現状と課題

地域が主体となって取り組む安心・安全活動に対し、支援を行っていますが、子どもの安全・安心の確保のためには、大人による見守り活動を実施するだけでなく、子どもも自分自身を守る行動を取れるようになるよう、意識啓発を図ることが必要となります。

#### (2) 基本的方向

各主体の活動状況やそれぞれの取組みについて、お互いに情報共有できる仕組みを検討し、より効果的な取組みに繋げていきます。

#### (3) 主な取組みと内容

主な取組み	内容
防犯・交通安全に関する教育	<ul style="list-style-type: none"><li>● 幼児及び小・中学生を対象に、自分の身は自分で守り、自らも安全なまちづくりに参加できるよう、意識啓発のための教室や講座を開催します。</li><li>● 未就学児や小学生に対し、正しい横断歩道の渡り方や自転車の乗り方等の教室を開催します。</li><li>● 交通安全クラブや交通少年団による啓発活動を行います。</li></ul>
見守り活動の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域住民やボランティアで結成された団体が児童の登下校時等に市内を巡回したり、商店や個人宅等に「こども 110 番の家」や「防犯かけこみの店」の看板を掲示するなど、様々な方法で児童を見守る取組みを推進します。</li></ul>
情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>● 携帯電話やスマートフォンを活用して、警察や市が入手した不審者等の防犯や気象・地震等の安全・安心情報を登録者に配信します。</li></ul>

### 17 防災・防火の取組み

#### (1) 現状と課題

地域が主体となって取り組む安心・安全活動に対し、支援を行っています。

子どもたちが自分の身は自分で守れるようになるため、子ども自身が安全なまちづくりに関わるができるよう啓発しています。

#### (2) 基本的方向

各主体の活動状況やそれぞれの取組みについて、お互いに情報共有できる仕組みを検討し、より効果的な取組みに繋げていきます。

### (3) 主な取組みと内容

主な取組み	内容
防災・防火に関する教育	<ul style="list-style-type: none"><li>● 幼児及び小・中学生を対象に、自分の身は自分で守り、自らも安全なまちづくりに参加できるように、意識啓発のための教室や講座を開催します。</li><li>● 総合防災訓練への中高生の参加を通じ、避難所等において中高生に期待する役割等を伝えていきます。</li><li>● 少年消防クラブや幼年消防クラブによる啓発活動を行います。</li></ul>
情報提供（再掲）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 携帯電話やスマートフォンを活用して、警察や市が入手した不審者等の防犯や気象・地震等の安全・安心情報を登録者に配信します。</li></ul>

## 2-3 特に配慮が必要な子どもへの支援

### 18 障がいのある子どもへの支援

#### (1) 現状と課題

特別支援保育や特別支援学級に在籍している児童の数が増加していることから、教育や保育現場等におけるきめ細やかな対応が必要となっています。

#### (2) 基本的方向

障がいのある子どもや障がいの疑いのある子どもへの、教育や保育現場等におけるきめ細やかな対応、障がいのある子どもを養育する保護者への精神的・経済的負担を軽減する取組みを引き続き実施します。

#### (3) 主な取組みと内容

主な取組み	内容
障がいの早期発見	<ul style="list-style-type: none"><li>● 乳幼児健診や新生児聴覚スクリーニング等により、障がいの早期発見に努めます。</li></ul>
発達時期に適した支援の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 子どもの障がいに応じた支援を行うとともに障がいのある子どもの保護者を対象に、子どもの年齢や発達に応じた相談事業を推進します。</li></ul>
療育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 療育が必要と思われる児童に対して、児童発達支援・放課後等デイサービスの利用を勧奨します。</li></ul>
医療的ケアが必要な子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 医療的ケアが必要な子どもの地域生活を支援するため、関係機関との連携を図ります。</li></ul>
教育・保育等における支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 保育園における統合保育、幼稚園や小中学校における特別支援教育を推進し、子どもの家においても可能な範囲で障がいのある子どもの受け入れを行います。</li><li>● 障がいのある子どもや障がいの疑いのある子どもへの対応について研修を行うこと等により、教育・保育関係者の理解を深めます。</li></ul>
経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障がいのある子どもの教育や医療にかかる経済的負担を軽減します。</li></ul>

## 19 外国人の子どもへの支援

### (1) 現状と課題

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児等のさらなる増加が見込まれていることから、日本語でのコミュニケーションを図るための支援や、情報を分かりやすく提供することが求められています。

### (2) 基本的方向

日本語でのコミュニケーションを図れるよう支援するほか、情報を分かりやすく提供します。

### (3) 主な取組みと内容

主な取組み	内容
日本語学習の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 日本語が理解できない外国人児童・生徒等がいる小中学校に日本語講師を派遣します。</li><li>● 子どものための日本語教室を開催します。</li></ul>
わかりやすい日本語による情報の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>● 子育て支援を始めとする窓口において、わかりやすい日本語による情報提供に取り組みます。</li></ul>
外国語による案内等	<ul style="list-style-type: none"><li>● 日本語が理解できない妊婦に外国語版の母子健康手帳を交付します。</li><li>● 就学に関する情報提供を行います。</li></ul>
通訳の派遣	<ul style="list-style-type: none"><li>● 健診時等に、日本語が理解できない外国人がいる場合に通訳を派遣します。</li></ul>

## 第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保策

# 1 教育・保育提供区域

国の基本指針では、地理的条件、人口、交通事情等社会的条件、現在の教育・保育施設等の利用状況や整備状況を勘案して、地域の実情に応じて教育・保育提供区域を設定することとされています。

本市の実情、事業の性質等を踏まえ、基本的には市全域を1区域として設定することとしますが、保育事業については保育園の整備状況、利用希望や人口動向を勘案し、中学校区や隣接する複数の中学校区を統合した区域を単位として、7区域を設定することとします。

また、放課後児童健全育成事業については、授業の終了後に利用する事業であることから、小学校区を区域とします。

事業区分	区域数	教育・保育提供区域
保育事業	7区域	石尾台・高森台
		藤山台・岩成台・高蔵寺
		坂下
		南城・東部
		松原・鷹来
		西部・柏原
		中部・知多・味美
放課後児童健全育成事業	37区域	各小学校区
その他の事業	1区域	市内全域

## 2 需要量の見込みと確保策

### (1) 保育事業

就労等の理由により、家庭で十分な保育ができない乳幼児を保護者の希望により、保育園・認定こども園等で保育を行う事業です。

今後の需要量については、市全域では0～2歳で定員を上回る見込みとなっています。

区域別では、①石尾台・高森台、②藤山台・岩成台・高蔵寺、④南城・東部、⑦中部・知多・味美区域で需要量が定員を上回る見込みとなっています。

なお、区域別の需要量の見込みについては、中学校区単位で把握し、確保策については、保育園等用地の確保の観点から隣接中学校区を含めて検討します。

区域別・年齢別の需要量の見込み

単位：人

区域・年齢		(参考) 令和元年度		需要量の見込み					定員 － 最大 需要量	
		実績数 ※	定員 4月1日 現在	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
市全域	0～2歳	2,195	2,580	2,450	2,505	2,528	2,575	2,634	▲ 54	
	3～5歳	3,935	5,220	3,920	3,791	3,670	3,573	3,543	1,300	
①	石尾台	0～2歳	30	32	43	42	41	42	42	▲ 11
		3～5歳	105	180	109	106	100	92	91	71
	高森台	0～2歳	47	49	43	42	38	37	35	6
		3～5歳	53	70	54	51	49	45	41	16
②	藤山台	0～2歳	77	98	82	80	80	79	77	16
		3～5歳	101	166	88	82	73	67	64	78
	岩成台	0～2歳	68	80	63	72	59	57	56	8
		3～5歳	177	230	166	151	148	141	134	64
	高蔵寺	0～2歳	184	179	206	214	214	224	234	▲ 55
		3～5歳	261	286	283	287	294	290	292	▲ 8
③	坂下	0～2歳	118	207	102	104	106	105	105	101
		3～5歳	215	403	223	211	192	180	180	180
④	南城	0～2歳	187	193	247	243	256	261	269	▲ 76
		3～5歳	360	386	335	331	311	298	287	51
	東部	0～2歳	277	298	291	303	308	313	320	▲ 22
		3～5歳	495	590	512	479	460	454	457	78
⑤	松原	0～2歳	85	91	96	94	92	91	94	▲ 5
		3～5歳	139	192	138	138	136	133	127	54
	鷹来	0～2歳	118	178	156	153	156	158	160	18
		3～5歳	323	394	319	312	290	288	280	75
⑥	西部	0～2歳	152	177	140	142	151	153	155	22
		3～5歳	241	367	232	222	215	203	202	135
	柏原	0～2歳	237	266	246	250	243	246	249	16
		3～5歳	435	527	402	378	370	356	349	125
⑦	中部	0～2歳	407	463	502	525	531	547	566	▲ 103
		3～5歳	620	941	649	636	636	634	643	292
	知多	0～2歳	182	241	204	212	220	229	240	1
		3～5歳	317	388	327	326	320	321	326	61
	味美	0～2歳	26	28	29	29	33	33	32	▲ 5
		3～5歳	93	100	83	81	76	71	70	17

※ 4月1日現在の利用者数



**【確保策】**

- 需要量の見込みが定員を上回る区域の0～2歳保育への対応については、社会福祉法人等、民間事業者を活用しながら、保育園、認定こども園、小規模保育事業所の整備を促進し、必要量を確保していきます。また、春日井市公共施設個別施設計画に基づく公立保育園の建て替え時においては、区域ごとの需要を満たすことができるよう定員維持に努めます。

単位：人

不足が見込まれる 区域・年齢		最大 不足数 見込み	確保量	確保量（整備は前年度）					
				令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
市全域		0～2歳	▲89	285	49	76	103	38	19
①	石尾台 ・高森台	0～2歳	▲5	19		19			
②	藤山台・岩成台 ・高蔵寺	0～2歳	▲31	46			46		
④	南城・東部	0～2歳	▲98	106	49	19	19	19	
⑦	中部・知多 ・味美	0～2歳	▲107	114	0	38	38	19	19

※ 令和2年度以降の確保量については、整備する保育園、小規模保育事業所等の定員で計上

- 認定こども園は、就学前の教育・保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労状況やその変化に関わらず利用できることが特徴です。幼稚園や保育園から幼保連携型認定こども園への移行希望があれば、地域の教育・保育ニーズ等を勘案しながら移行に向けて支援していきます。

**多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

ベテラン保育士等による巡回指導を実施し、新規参入事業者の運営の支援を行っていきます。また、認定こども園においては特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築し、良質かつ適切な教育・保育の推進体制を充実します。

単位：件

区分	区分	平成 30年度 実績	年度				
			令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	新規参入施設への支援	14	21	25	28	30	31
	特別支援教育	0	2	2	2	2	2
②確保量	新規参入施設への支援	/	21	25	28	30	31
	特別支援教育		2	2	2	2	2

**【確保策】**

- 新規参入事業者への保育に関する必要な支援に努めます。

## (2) 幼児教育事業

3歳以上の未就学児を対象として、幼稚園、認定こども園において、教育を行う事業です。需要量の見込みに対し定員が上回っています。

単位：人

区分	年齢区分	令和元年度実績	年度				
			令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	3～5歳	4,122	4,149	4,010	3,885	3,750	3,705
②確保量	3～5歳		5,791	5,791	5,791	5,791	5,791

### 実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護世帯等、世帯の所得状況等を勘案して、幼稚園における給食費のうち副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業です。

単位：件

区分	区分	令和元年度実績	年度				
			令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	補助件数	503	506	489	474	457	452
②確保量	補助件数		506	489	474	457	452

#### 【確保策】

- 対象児童への適正な給付に努めます。

## (3) 多様な保育事業

各事業の需要は、今後も大きな変化はない見込みであり、一時預かり事業以外については、現在の施設もしくは体制によって必要な量を確保しています。

### ①延長保育事業

保育園等利用者に対して、平日の午前7時～午前7時30分、午後6時30分～午後7時において、保育を実施する事業

単位：人

区分	区分	平成30年度実績	年度				
			令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	実利用者数	544	594	622	649	674	707
②確保量	実利用者数		594	622	649	674	707

#### 【確保策】

- 新たに整備する保育園等での実施に加え既存園での実施を検討します。

## ②幼稚園における預かり保育（幼稚園における保育ニーズ）

単位：人

区分	区分	令和 元年度 実績	年度				
			令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	実利用者数	1,156	1,163	1,124	1,089	1,051	1,039
②確保量	実利用者数		1,163	1,124	1,089	1,051	1,039

### 【確保策】

- 令和元年 10 月の幼児教育・保育の無償化後の利用動向を注視しつつ、必要な提供体制の確保に努めます。

## ③一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業

単位：人

区分	区分	平成 30年度 実績	年度				
			令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	延利用者数	14,512	16,898	16,553	16,215	15,961	15,832
②確保量	延定員数		30,315	33,515	34,625	34,640	34,625

### 【確保策】

- 令和元年 10 月の幼児教育・保育の無償化後の利用動向を注視しつつ、必要な提供体制の確保に努めます。
- ニーズ調査の結果から、利用者の約 4 割が希望日に利用ができていない状況が見られることから、令和 3 年度に確保量の拡大を図ります。

## ④病後児保育事業

病気回復期の児童について、医療機関の専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業

単位：人

区分	区分	平成 30年度 実績	年度				
			令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	延利用者数	1,046	1,100	1,070	1,050	1,020	1,010
②確保量	延利用者数		3,480	3,480	3,480	3,480	3,480

### 【確保策】

- 既存の受け入れ体制を維持します。

### ⑤子育て短期支援事業（児童ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

単位：人

区分	区分	平成 30年度 実績	年度				
			令和2 年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	延利用者数	55	40	39	38	37	36
②確保量	延利用者数		40	39	38	37	36

#### 【確保策】

- 既存の受け入れ体制を維持します。

### (4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

年間を通じた需要の見込みについては、市全域で見ると定員が需要量の見込みを上回っていますが、一部の小学校区においては不足する見込みです。

各小学校区別の需要量の見込み及び確保策については、次頁のとおりです。



小学校区別の需要量の見込み

単位：人

区域 (小学校区)	(参考) 令和 元年度 実績数	受入 可能数	需要量の見込み					受入可能数 — 最大需要量
			令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
市全域		3,272	2,800	2,843	2,870	2,896	2,889	376
春日井	112	113	113	124	124	130	132	▲19
牛山	57	77	58	60	60	62	62	15
松山	83	82	88	90	88	87	81	▲8
味美	93	74	91	93	97	98	97	▲24
白山	37	73	38	39	37	38	36	34
山王	82	82	87	81	84	80	84	▲5
勝川	143	175	143	138	144	148	144	27
小野	186	214	194	210	220	241	255	▲41
上条	90	91	86	92	97	99	96	▲8
鳥居松	52	42	52	48	47	45	43	▲10
柏原	98	110	100	100	100	96	94	10
丸田	67	79	69	72	76	74	74	3
鷹来	50	72	53	49	49	51	57	15
西山	44	71	41	43	40	37	36	28
大手	94	104	99	98	100	97	94	4
松原	70	88	66	68	69	70	72	16
東野	67	76	70	70	66	66	69	6
篠木	125	151	119	129	133	136	132	15
八幡	49	73	46	47	52	54	55	18
篠原	78	83	81	78	79	79	73	2
神領	87	84	92	99	101	96	101	▲17
北城	90	93	90	87	83	86	83	3
出川	105	119	114	112	109	106	111	5
高座	129	140	127	131	133	140	141	▲1
不二	121	142	131	132	137	137	143	▲1
藤山台	87	97	88	89	86	82	82	8
岩成台	49	81	51	53	51	52	47	28
岩成台西	64	99	65	62	66	64	61	33
玉川	60	72	59	60	57	54	49	12
高森台	50	88	47	48	43	42	39	40
中央台	39	44	38	39	39	41	41	3
石尾台	33	87	34	34	34	36	39	48
東高森台	15	0	15	14	15	15	16	▲16
押沢台	30	0	29	27	27	28	27	▲29
坂下	70	89	70	72	72	74	69	15
西尾	0	0	10	12	12	11	11	▲12
神屋	52	107	46	43	43	44	43	61
在籍児童数合計			17,264	17,186	17,030	16,831	16,582	

**【確保策】**

- 放課後児童クラブのない小学校区及び需要量の見込みが受入可能数を大きく上回る小学校区への対応については、整備を検討します。その他の小学校区への対応については、近隣の民間児童クラブの活用により必要量を確保するとともに、放課後子供教室の実施により、児童の居場所の確保を図ります。

単位：人

不足が見込まれる区域 (小学校区)	最大不足数 見込み	確保量					(参考)放課後 子供教室利用 可能者数
		令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
春日井	19						20
松山	8						20
味美	24			30			10
山王	5						20
小野	41				50		20
上条	8						15
鳥居松	10						5
神領	17						10
高座	1						10
不二	1						15
東高森台	16		20				0
押沢台	29		40				0
西尾	12		20				0

**夏休み等の長期休業中の需要量の見込み（市内全域）**

単位：人

区分	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	確保策
①量の見込み	811	808	800	791	779	
②確保量	352	349	359	360	367	子どもの家限定利用
	459	459	441	431	412	民間児童クラブ、サマー・スクールかすがい等

**【確保策】**

- 夏休みを始めとする長期休業期間の一時的な需要の増加に対しては、空きのある放課後児童クラブを利用した限定利用のほか、サマー・スクールかすがいの実施により、児童の居場所の確保を図ります。

## (5) 地域子ども・子育て支援事業等

### 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

単位：人・箇所

区分	区分	平成 30年度 実績	年度				
			令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	延利用者数 ※	11,400	10,660	10,680	10,680	10,760	10,880
②確保量	箇所数		8	8	8	8	8
	延利用者数		10,660	10,680	10,680	10,760	10,880

※乳幼児数（団体利用除く）

#### 【確保策】

- 子育て家庭が身近で利用できる環境について検討します。

### 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

単位：人

区分	区分	平成 30年度 実績	年度				
			令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み (就学前児童)	延利用者数	266	371	361	352	343	339
(小学生)	延利用者数	316	327	325	322	318	313
②確保量 (就学前児童)	延利用者数		371	361	352	343	339
(小学生)	延利用者数		327	325	322	318	313

#### 【確保策】

- 事業の周知とともに、援助会員の確保とサービスの質の確保・向上に努めます。

## 母子保健事業

子育て支援の拠点となる子育て世代包括支援センターのより良いあり方を検討するとともに、子育て経験者・保健師・助産師による訪問事業、電話相談、情報提供、助言・保健指導、妊産婦ケア事業を実施するなど、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組みます。また、総合保健医療センターと保健センター（中央台）を会場に、子の年齢に応じた健康診査事業や栄養士や臨床心理士を始めとする専門職による相談事業を実施していきます。

### ①子育て世代包括支援センター（利用者支援事業：母子保健型）

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

単位：箇所

区分	区分	令和元年度実績	年度				
			令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	基本型・特定型	—	—	—	—	—	—
	母子保健型	1	1	1	1	1	1
②確保量	基本型・特定型		—	—	—	—	—
	母子保健型		1	1	1	1	1

#### 【確保策】

- 既存の母子保健型1か所を維持し、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組み、より利用、相談しやすい子育て世代包括支援センターのあり方を検討します。

### ②妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

単位：回

区分	区分	平成30年度実績	年度				
			令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	利用回数※	34,654	35,040	34,520	34,200	34,010	33,920
②確保量	利用回数		35,040	34,520	34,200	34,010	33,920

※妊婦1人当たり14回の利用

#### 【確保策】

- 現在の実施体制を維持します。



### ③乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

単位：人

区分	区分	平成 30年度 実績	年度				
			令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	訪問乳児数	2,448	2,500	2,470	2,440	2,430	2,420
②確保量	訪問乳児数		2,500	2,470	2,440	2,430	2,420

#### 【確保策】

- 訪問率 100%を目指して、既存の体制（赤ちゃん訪問員や助産師、保健師による訪問）を基礎として、事業を実施します。

### ④新生児・未熟児訪問

単位：件

区分	区分	平成 30年度 実績	年度				
			令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	訪問件数	1,221	1,260	1,280	1,320	1,350	1,390
②確保量	訪問件数		1,260	1,280	1,320	1,350	1,390

### ⑤乳幼児訪問（保健師による個別訪問）

単位：件

区分	区分	平成 30年度 実績	年度				
			令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	訪問件数	349	510	500	500	490	490
②確保量	訪問件数		510	500	500	490	490

### ⑥乳幼児相談・電話相談（専門職による相談）

単位：件

区分	区分	平成 30年度 実績	年度				
			令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	延相談件数	982	780	760	740	720	710
②確保量	延相談件数		780	760	740	720	710

## ⑦妊産婦ケア

単位：組

区分	区分	平成 30年度 実績	年度				
			令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	延利用組数	895	1,090	1,150	1,210	1,270	1,340
②確保量	延利用組数		1,090	1,150	1,210	1,270	1,340

### 養育支援訪問事業

出産直後等で精神的に不安定な場合や育児方法に不安がある場合において、育児に過度の負担がかかる前に、家事援助等のヘルパーを派遣する事業です。

単位：件

区分	区分	平成 30年度 実績	年度				
			令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	訪問件数	102	111	111	111	111	111
②確保量	訪問件数		111	111	111	111	111

#### 【確保策】

- 要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関の連携強化を図りつつ、既存の体制（保健師等による訪問）を基礎として事業を実施します。

### 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者が無償化の対象となるためには、子育てのための「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。当市では、次の方針をもとに保護者の利便性等を勘案しつつ、適正かつ円滑な給付を実施していきます。

#### ① 子育てのための施設等利用給付の方法について

子育てのための施設等利用給付の方法について、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園及び認定こども園（預かり保育分）に対しては、毎月の給付を行います。また、認可外保育施設等を利用する保護者に対しては、請求に基づく給付を行います。

#### ② 愛知県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行について、必要に応じて愛知県に対し、施設の運営状況や監査状況等に係る情報提供を依頼するとともに、立ち入り調査への同行、関係法令に基づく是正勧告等の協力を要請する等、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保のため、愛知県との連携を図ります。

# 第5章 計画の推進体制

## 1 計画の周知

---

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、ホームページへの掲載、市役所を始め、公民館、ふれあいセンター等の公共施設において計画及び計画の概要版の閲覧・配布するなど機会をとらえて広く市民に発信します。

## 2 関係機関等との連携・協働

---

基本理念の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、事業者、行政等がそれぞれの役割を担うとともに、相互に連携、協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。関係機関が相互に連携を図りながら、当事者に寄り添った切れ目のない支援に取り組んでいきます。

## 3 計画の進行管理

---

本計画は、PDCAサイクルによる継続的改善を基本とし、子ども・子育て支援対策協議会を定期的で開催することで、計画の円滑な推進と進行管理、点検、評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。また、計画の進行状況についてはホームページ等により広く市民に周知します。



## 具体的施策の指標

基本的視点	施策	指標	現状値(H30)	目標値(R5)	
1-1 妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援	1 妊娠・出産・子育ての不安の軽減	・妊娠・出産について満足している人の割合※ <sup>1</sup>	79.5%	↗	
		・特定妊婦の数※ <sup>1</sup>	278人	参考指標	
		・子育てをする上で気軽に相談できる人や相談場所がある人の割合※ <sup>2</sup>	未就園児の保護者	95.3%	↗
			就園児の保護者	92.4%	↗
		・気軽に相談できる場所に関する回答※ <sup>2</sup> 子育て世代包括支援センター	未就園児の保護者	1.5% (H29)	↗
			就園児の保護者	0.5% (H29)	↗
		・精神疾患の既往有※ <sup>3</sup>	3.9% (H29)	参考指標	
	・妊娠がわかったときの戸惑った等の気持ちがあった人の割合※ <sup>3</sup>	7.1% (H29)	↘		
	・2週間以上続いたうつ状態の人の割合※ <sup>3</sup>	7.4% (H29)	参考指標		
	2 母子の健康の確保	・健康診査受診率	4か月児	98.8%	100%
			1歳半	98.0%	100%
		・むし歯のない者の割合※ <sup>4</sup>	3歳児	91.9% (H29)	95%
			中学1年生	77.3% (H29)	80%
		・中等度・高度肥満児の割合※ <sup>4</sup>	小学5年生男子	4.4% (H29)	4.5%以下
			小学5年生女子	3.4% (H29)	2.5%以下
	・「ふとりすぎ」「ややふとりすぎ」「ふとりぎみ」な児童の割合※ <sup>1</sup>	3歳児	4.12%	↘	
	3 育児力の向上支援	・「子どもとの接し方やしつけの方法がわからない」と感じる人の割合※ <sup>2</sup>	就学前児童の保護者	43.4%	↘
			小学校低学年児童の保護者	45.4%	↘
	4 市民や地域による子育て支援の推進	・「子育てが地域の人々や地域社会に支えられていると思う」と回答した人の割合※ <sup>2</sup>	就学前児童の保護者	56.0%	↗
			小学校低学年児童の保護者	59.3%	↗
	5 ワーク・ライフ・バランスの推進	・「ワーク・ライフ・バランスがうまくとれていると思う」と回答した人の割合※ <sup>5</sup> 20~40代	47.9% (H28)	↗	
1-2 就学前児童の教育・保育の充実	6 就学前児童の教育・保育の提供	・待機児童数	4月1日現在	0人 (R1)	0人
			10月1日現在	45人	0人
	7 多様な保育事業の提供	・不定期に一時預かりや一時保育を利用している人で、希望した日に利用できなかったことがある人の割合※ <sup>2</sup>	41.6%	↘	

基本的視点	施策	指標		現状値(H30)	目標値(R5)	
1-3 特に配 慮が必 要な家 庭への 支援	8 児童虐待 の防止と社 会的養護	・新規虐待件数	春日井市	70件	↓	
			春日井児童相談 センター	305件	↓	
	9 ひとり親 家庭の自立 支援、子ど もの貧困の 連鎖の防止	・虐待通告等対応件数		2,409件	参考指標	
		・児童扶養手当受給者数		2,629人	参考指標	
		・貧困率※6 尾張北部（全国貧困線 122万円）		6.2%	↓	
2-1 こころと 体の成長 のための 支援	10 学び・体 験する機会 の提供	・「自分にはよいところがある と思う生徒」の割合※7	小6	84.7%	↗	
			中3	81.7%	↗	
		・「将来の夢や目標をもって いる生徒」の割合※7	小6	82.4%	↗	
			中3	72.7%	↗	
		・「人の役にたつ人間になり たいと思う生徒」の割合※7	小6	94.4%	↗	
			中3	94.4%	↗	
		・「家で、自分で計画を立て て勉強をしている生徒」の 割合※7	小6	59.8%	↗	
			中3	49.8%	↗	
		・「地域や社会をよくするた めに何をすべきかを考える ことがある生徒」の割合※7	小6	47.1%	↗	
			中3	34.6%	↗	
		11 学習環 境・生活環 境の向上	・春日井市公共施設等マネジメント計画に基づ く施設整備		—	—
		12 放課後児 童の居場所 の確保	・放課後なかよし教室及び放課後児童クラブ登 録児童数（5月1日現在）		5,627人 (R1)	参考指標
	・子どもの家利用待機児童数（5月1日現在）		16人 (R1)	0人		
	13 非行防止 活動の推進	・触法少年数※8		93人	↓	
		・不良行為少年数※8		1,330人	↓	
	14 いじめ・ 不登校への 対応	・学校でのいじめ状況※9		434人	↓	
		・いじめ解消状況※9		81.8%	↗	
		・30日以上不登校※9	小学校	168人	↓	
	中学校		377人			
	15 青少年団 体への支援	・スポーツ少年団	団体数	35団体	参考指標	
団員数			1,015人	参考指標		
・ボーイスカウト春日井		団数	6団体	参考指標		
		スカウト数	234人	参考指標		

基本的視点	施策	指標	現状値(H30)	目標値(R5)	
		・ガールスカウト春日井	団数	4団体	参考指標
			スカウト数	38人	参考指標
		2-2 子どもの安全・安心の確保	16 防犯・交通安全の取り組み	・地域の安心・安全活動	地域のおじさん、おばさん
子ども防犯教室の実施校	37校				37校
・交通事故による市内の年齢別・死傷者数 15歳以下※10	163人			▼	
	17 防災・防火の取り組み				
2-3 特に配慮が必要な子どもへの支援	18 障がいのある子どもへの支援	・特別支援保育の対象者数		233人 (20園)	参考指標
		・特別支援学級児童数		439人	参考指標
		・障がい児通所利用者数	児童発達支援	4,017人	—
			放課後等デイサービス	6,595人	—
		・療育手帳所持者数(18歳未満)		761件	—
		・精神障がい者保健福祉手帳所持者数(18歳未満)		112件	—
	19 外国人の子どもへの支援	・日本語が理解できない外国人児童生徒数	93人	▼	

- 出典： ※1 健やか親子21  
 ※2 子ども・子育てに関するアンケート調査  
 ※3 愛知県母子保健報告  
 ※4 かすがい健康計画2023  
 ※5 男女共同参画に関する市民意識調査  
 ※6 愛知こども調査  
 ※7 全国学力テスト質問紙  
 ※8 春日井市内少年非行の概況  
 ※9 春日井市いじめ・不登校対策事業報告書  
 ※10 安全情報共有会議資料  
 ※11 春日井市学校保健統計  
 ※12 3歳児健康診査

## 1 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
平成 30 年 7 月 11 日	平成 30 年度第 1 回春日井市子ども・子育て支援対策協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育ての現状及び新かすがいっ子未来プランの実施状況について</li> <li>子ども・子育て支援事業計画の実施状況について</li> </ul>
10 月 15 日	平成 30 年度第 2 回春日井市子ども・子育て支援対策協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>新かすがいっ子未来プランⅡ（仮称）策定に係るアンケート調査について</li> </ul>
11 月 12 日 ～26 日	子ども・子育てに関するアンケート調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>就学前の児童を養育する保護者調査</li> <li>小学校低学年の児童を養育する保護者調査</li> </ul>
平成 31 年 1 月 23 日	平成 30 年度第 3 回春日井市子ども・子育て支援対策協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>新かすがいっ子未来プランⅡ（仮称）策定に係るアンケート集計結果について</li> </ul>
令和元年 7 月 10 日	令和元年度第 1 回春日井市子ども・子育て支援対策協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>新かすがいっ子未来プランの実施状況について</li> <li>新かすがいっ子未来プランの改定について</li> </ul>
7 月 12 日 ～29 日	春日井市子ども・子育て支援対策協議会公募委員の募集
9 月 30 日	令和元年度第 2 回春日井市子ども・子育て支援対策協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>新かすがいっ子未来プランⅡ《仮称》について</li> </ul>
10 月 15 日	令和元年度第 3 回春日井市子ども・子育て支援対策協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>新かすがいっ子未来プランⅡ《仮称》中間案について</li> </ul>
11 月 14 日	市議会厚生委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>本計画の中間案を報告</li> </ul>
11 月 15 日 ～12 月 15 日	市民意見公募（パブリックコメント） <ul style="list-style-type: none"> <li>本計画の中間案を市子ども政策課、市ホームページなどで公表</li> </ul>
令和 2 年 1 月 20 日	令和元年度第 4 回春日井市子ども・子育て支援対策協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>市民意見公募（パブリックコメント）の結果について</li> <li>第 2 次新かすがいっ子未来プラン（案）について</li> </ul>
2 月 3 日	市議会厚生委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>本計画の案を報告</li> </ul>

## 2 計画の策定体制

### (1) 春日井市子ども・子育て支援対策協議会

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議するために設置された市の附属機関。13名で構成し、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえた、子ども・子育てに係る施策全般について幅広い見地から協議していただきました。

#### ○委員名簿（任期：令和元年10月2日～令和3年3月31日）

区分	氏名	役職等（委嘱日時点）
識見を有する者	◎大河内 修	中部大学教授
事業主を代表する者	鈴木 夕雪	春日井商工会議所事務局長
保健福祉を代表する者	中村 卓美	愛知県春日井児童相談センター長
	長江 弘子	春日井市社会福祉協議会総務管理課副主幹
地域活動団体を代表する者	片桐 尚美	春日井市民生委員児童委員協議会主任児童委員 （任期：令和元年10月1日まで）
	長縄 亜紀子	春日井市民生委員児童委員協議会主任児童委員 （任期：令和元年10月2日から）
	○佐藤 裕子	春日井市青少年団体連絡協議会理事
教育・保育を代表する者	伊藤 聡	春日井市私立幼稚園協議会
	長岡 龍男	春日井市保育連盟会長
	前川 健治	春日井市小中学校長会小学校部会長
地域における子育ての支援を行う者	河野 弓子	特定非営利活動法人あっとわん代表理事
公募による市民	平川 美由紀	公募委員 （任期：令和元年10月1日まで）
	福岡 章子	公募委員 （任期：令和元年10月1日まで）
	和田 佳奈恵	公募委員 （任期：令和元年10月1日まで）
	大西 ゆかり	公募委員 （任期：令和元年10月2日から）
	齋藤 香	公募委員 （任期：令和元年10月2日から）
	遠藤 万祐子	公募委員 （任期：令和元年10月2日から）

◎会長、○会長職務代理、敬称略



## ○春日井市子ども・子育て支援対策協議会規則

平成 27 年 3 月 20 日  
規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、春日井市附属機関設置条例(平成 27 年春日井市条例第 2 号)第 4 条の規定に基づき、春日井市子ども・子育て支援対策協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 優れた識見を有する者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 保健福祉を代表する者
- (4) 地域活動団体を代表する者
- (5) 教育・保育を代表する者
- (6) 地域における子育ての支援を行う者
- (7) 公募による市民
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務)

第 4 条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が必要と認めたとき又は市長から要請があったときに、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の事務は、青少年子ども部子ども政策課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会が定める。


附 則



1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に委員に委嘱されている者は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に第 2 条の規定により委嘱された者とみなす。この場合において、当該委嘱された者とみなされる委員の任期は、第 3 条の規定にかかわらず、施行日における委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

### 3 用語集

用語	主な掲載頁	説明
「子はかすがい、子育ては春日井」宣言	1	市が平成 28 年3月に「子育て支援のさらなる充実」と「ママ自身の活動やりフレッシュを応援する体制づくり」を行っていくことを宣言したものです。
ニッポン一億総活躍プラン	1	我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けたプランです。（平成 28 年6月2日閣議決定）
子育て安心プラン	1	待機児童を解消するために必要な受け皿約 22 万人分の予算を平成 30 年度から平成 31 年度までの2年間で確保した上で、平成 32 年度末までに待機児童を解消するとともに、平成 34 年度末までの5年間で 25～44 歳の女性の就業率 80%に対応できる約 32 万人分の受け皿を整備するプランです。
子ども・子育て支援法に基づく基本指針	2	子ども・子育て支援法第 60 条に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めたものです。
健やか親子 21	2	「健やか親子 21」は、21 世紀の母子保健の主要な取組みを提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となって、その達成に向けて取り組む国民運動計画として、「健康日本 21」の一翼を担うものです。平成 27 年4月からの「健やか親子 21（第2次）」では、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現を目指しています。
第六次春日井市総合計画	2	春日井市が平成 30 年2月に策定した、将来に向けて本市がめざすまちづくりの指針となる最上位計画です。
春日井市地域共生プラン	2	第六次春日井市総合計画における地域福祉分野の施策を具体化する計画で、地域福祉を推進する指針となるプランです。
かすがい健康計画 2023	2	「自分の健康は自分でつくる」という意識の普及や社会全体で健康を支える環境づくりを進め、市民の健康づくりに取り組むための計画です。
第4次春日井市障がい者総合福祉計画	2	市町村障がい者計画、市町村障がい福祉計画及び市町村障がい児福祉計画を一体のものとし、2018～2020 年度の3年間の障がい福祉サービスや障がい児通所支援などの活動指標、地域生活支援事業の見込み量、その確保のための施策、成果目標などを定めた計画です。
春日井市教育大綱	2	春日井市の教育などに関して基本理念や基本的な方向性を示したものです。

用語	主な掲載頁	説明
核家族世帯	7	国勢調査で用いる「核家族世帯」とは夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、男親と子供から成る世帯（父子世帯）、女親と子供から成る世帯（母子世帯）を言います。
春日井市公共施設等マネジメント計画	20	老朽化した公共施設等の今後のあり方について、具体的な取組や推進体制等について示した計画です。
スクール・ソーシャル・ワーカー	22	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた環境に働き掛けて支援を行う専門職です。
フィルタリング	24	インターネット上の青少年有害情報等へのアクセスを制限する機能のことです。
子育て世代包括支援センター	26	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点です。
春日井市いじめ・不登校対策協議会	29	春日井市立小中学校児童生徒のいじめ・不登校に関する諸問題を協議し、発生防止及び早期発見等の対策を推進する組織です。
いじめ・不登校相談室	29	いじめ・不登校児童生徒の指導、防止のあり方と家庭での指導方法や不登校の様々な要因に関する児童生徒及び保護者からの相談に応じることにより、児童生徒の生活や自立を援助し学校復帰を図るとともに、小中学校からのいじめ・不登校に関する相談に応じることにより、問題の早期解決を図るための相談室です。
子ども・若者総合支援地域協議会	29	さまざまな不安や悩みを抱える子ども・若者への支援を効果的かつ円滑に行うため、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」に子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者支援地域協議会」を含めた協議会です。
ワーク・ライフ・バランス	30	仕事と生活の調和のことであり、平成19年12月に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	32	インターネット上で社会的な繋がりを作り出せるサービスのことです。
子育て応援ガイドブック	33	春日井市の各種相談先や保健・医療・保育など様々な行政サービス、子育て支援施設など子育てに役立つ情報を体系的にまとめたガイドブックです。
マタニティマーク 	34	妊娠初期は妊娠していることが外見からは分かりづらく、周りの理解が得られにくいため、妊産婦であることを周囲に伝え、周りからの配慮や気遣いなどをしやすくする全国共通のマークです。

用語	主な掲載頁	説明
ファミリー・フレンドリー企業	37	仕事と育児・介護・地域活動など仕事以外の活動を両立できるように積極的に取り組む企業のことをいいます。
くるみんマーク 	37	次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。この認定を受けた企業の証が、「くるみんマーク」です。  さらに、平成 27 年 4 月 1 日より、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業を評価しつつ、継続的な取組を促進するため、新たにプラチナくるみん認定がはじまりました。
育児休業給付金制度	37	育児休業期間中には「育児休業給付金」が支給されます。育児休業給付は、一般被保険者が 1 歳又は 1 歳 2 か月未満（一定の要件に該当する場合は 1 歳 6 か月又は 2 歳）の子を養育するために育児休業を取得した場合に、休業開始日前の 2 年間に賃金支払基礎日数が 11 日以上ある月が 12 か月以上あれば、支給資格の確認を受けることができます。  育児休業を開始してから 180 日目までは、休業開始前の賃金の 67%、181 日目以降は 50%が支給されます。
オレンジリボン運動 	40	子ども虐待のない社会の実現を目指す市民運動です。オレンジリボンはそのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。
母子生活支援施設（母子の家）	41	配偶者のない母親またはこれに準ずる事情にある母親とその扶養している 18 歳未満の子どもが入所し、自立促進のための支援を受けられる施設です。
ジェンダー	42	社会的・文化的に形成された性別のことです。
I C T	44	Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、情報処理や通信技術の総称です。
かすがいスタンダード	44	春日井市が取り組んでいる「学習規律の徹底」と「ICT の有効活用」を中心とした、分かりやすい授業を展開できる環境づくりのことです。
心の教室相談員	47	小学校の放課中に、子どもたちの話し相手になり、教員と連携しながら、必要に応じて担任の許可を得て授業を参観する相談員です。
スクールカウンセラー	47	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、「心の専門家」として臨床心理士などをスクールカウンセラーとして配置しています。

用語	主な掲載頁	説明
こども 110 番の家	48	子どもが危険に遭遇したときの避難場所です。 商店や個人宅等に「こども 110 番の家」の看板を掲示しています。
防犯かけこみの店	48	地域住民が災難に遭いそうになったときに気軽に駆け込めるよう、商店街の店舗を登録する仕組みです。
療育	50	障がいのある乳幼児、児童に対して医学的な診断・評価・個別指導を行う、養護と教育が一体となった概念です。
医療的ケア	50	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指します。
春日井市公共施設個別施設計画	55	老朽化が進む公共施設を適切に管理していくため、施設ごとの維持管理や更新等の方針などを示した計画です。
幼児教育・保育の無償化	57	令和元年 10 月 1 日から導入された、保育所、認定こども園、幼稚園等を利用する 3 歳児クラスから 5 歳児クラスまでの子どもや、住民税非課税世帯の 0 歳児クラスから 2 歳児クラスまでの子どもの利用料が無料となる国の制度です。
要保護児童対策地域協議会	64	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う組織です。 春日井市では、「子ども・若者支援地域協議会」を含めた「春日井市子ども・若者総合支援地域協議会」として運営しています。
PDCAサイクル	65	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のサイクルを回しながら業務を行う考え方です。

---

## 第2次新かすがいっ子未来プラン（令和2～6年度）



 春餅